

元禄末期における幕府財政の一端

——「大坂御金蔵金銀納方御勘定帳」の紹介を兼ねて——

大 野 瑞 男

はじめに

大坂御金蔵納金銀の性格と内容

- 一、上方代官納の年貢・物成・小物成等
- 二、大坂・二条・大津蔵納米およびその他の米売払代
- 三、大坂城古味噌売払代
- 四、酒造運上
- 五、長崎運上・上納
- 六、鉱山運上

はじめに

七、淀川過書運上

八、大坂諸川船運上と沢田佐平太舟運上

九、堀江上荷船運上

一〇、堀江新地三十三町地代金

結びにかえて

——幕府財政経済における大坂御金蔵の位置と元禄末期に

における幕府財政の一端——

史料紹介「大坂御金蔵金銀納方御勘定帳」

江戸幕府の財政経済史を研究しようとするとき、その数量的実態の枢要を示す管の勘定所史料が滅失してしまった

元禄末期における幕府財政の一端（大野）

現在、向山誠齋『誠齋雜記』と勝海舟『吹塵録』に収載された記録および偶然的に残された少量の断片的な抜萃記録を利用するほかはない。他の方法として、老中を勤め財政に関与した譜代大名家の文書中に勘定所記録の控写本を捜すことが考えられるが大量に発見される可能性は薄い。しかし筆者はこのような例として、さいきん三河吉田七万石大河内松平家の子孫大河内信定氏に伝わる享保後年の幕府勘定所史料を紹介した。⁽¹⁾この大河内家記録は享保改革期における幕府の財政事情を知りうる好史料であると同時に、既刊の幕府財政史料なかならず『誠齋雜記』の「御取箇辻書付」「御年貢米其外諸向納渡書付」「御年貢金其外諸向納渡書付」の享保期から天保期に至る連年の数字の性格・内容を明らかにしうる史料でもある。

さて、これに対して本稿では幕府の大坂御金蔵の一記録を紹介し、二、三の問題をさぐってみよう。これは宝永二年に大坂町奉行・大坂金奉行が恐らくは勘定所へ提出したと思われる「元禄十六未宝永元申式ヶ年分大坂御金蔵金銀納方御勘定帳」(二冊)である。かつて大阪城天守閣に所蔵されていたが、現在は大阪市立中央図書館市史編集室に移管されている。

一般に元禄末期の幕府財政は、將軍綱吉の奢侈と造寺造仏などによる支出の増大と、商品生産、都市の発展に触発された物価騰貴によって、悪化の一途をたどった時期とされる。元禄八年の金銀改鑄によって得た五〇〇万両といわれる出目収入も、同十一年の江戸大火(勅額火事)、十六年の江戸を中心とする南関東の大震災の復興と、連年の財政不足補填に消滅し、綱吉の末期には年数十万両の不足を生じたという。しかしながら、財政悪化の原因をすべていわゆる「元禄の悪政」に帰する訳にはいかない。すでに綱吉襲撃以前の延宝四年には年間二〇万両余の財政不足を生じたとあり、非常用の金銀分銅に手をつけはじめたのも同四、五年のことであった。幕府財政収入の主要部分はいうまでもなく幕府直轄領からの年貢収入であるが、初期においてはこれに加えて鉱山収入が相当の比重を占めていた。し

かし寛永末期以後諸国金銀山の衰退によって鉱山収入が大巾に減少し、明暦の大火およびその復興に要した多大の失費によって、幕府の収入ならびに貯蔵金銀は減る一方であった。綱吉は將軍職に就くに當つてこのような財政状態にとり組む必要にせまられたのであり、そのために二度にわたつて日光社參を中止せざるをえなかつたのである。

「天和の治」と呼ばれる綱吉前期の政治は、延宝八年堀田正俊を農政・国用專管の老中（翌年大老升進）として村方支配機構の改正をめざし、天和二年勘定吟味役を創置し、また代官の不正を糺して、会計遲滞・年貢未進を理由に、綱吉の代に給人的性格の濃い世襲代官を中心に実に五一名の代官が死罪あるいは免職にさせられている。そしてこれらの施策は、前代から引き続き実施された幕府領総檢地と並んで、財政収入の増加策でもあつた。

元禄元年以後の綱吉後期は財政放漫に流れ、金銀改悪の収益もじきに費消し尽してしまふのであり、前期のような財政再建策はみられないとされる時期であるが、この時期は幕府財政の実態を知りうる史料が欠除しているので、従来の財政史研究においても十分明らかにされていない。そこで本稿は「大坂御金藏金銀納方御勘定帳」（以下単に「御勘定帳」と略記する）を中心に、この期の幕府財政の一端を窺ふこととしたい。

「御勘定帳」は、大坂金奉行が大坂御金藏への金銀納入の都度発行する納札の控や毎月作成する御金納帳、それに各項目ごとに作られたと思われる勘定目録などを集計して勘定仕上げをして記録したものと推測される。江戸御金藏においても当然同様の帳簿を作成した筈であるが、遺憾ながら残っていない。なお大坂金奉行は毎月御金納帳・渡方帳・有金銀書付を勘定所に提出し、また毎月金銀出納日の納渡は臨時渡とともに書状を送っているので、それを受けて勘定所では帳面を見合い改めることにしていた。さて周知のように、各代官所・預所では毎年地方勘定帳と御金藏勘定帳を作成して勘定所へ提出しているのであるが、「御勘定帳」とこの御金藏勘定帳との関係は当然密接なものと思われるものの、ここでは明確にはなしえない。ただ「御勘定帳」の納払金銀は、勘定所の總會計収支決算簿である

御払方御勘定帳(もしくは金銀納払御勘定帳)の基礎の数字になつたことは間違ひなからう。

大坂御金蔵が勘定所の一下部機関にすぎず、ここに記される数字が上方(西日本)諸役人の納方の金銀のみというつまり大坂御金蔵管轄外の関東(東日本)の一切の収支と、上方の米・大豆等の納払および金銀の払方を欠いているという限界があり、「御勘定帳」一冊の分析では十分なことをいえないことを否定しないが、享保以前の幕府財政史料が希少な現在、幕府の財政制度および元禄末期の幕府財政の一端を示すいくつかの重要な事実や問題を指摘しうるこの史料を紹介することに、なお意義があると信じてるのである。

註

(1) 拙稿「享保改革期の幕府勘定所史料大河内家記録」(『史学雑誌』八〇編一—三号)

(2) 元禄前後の幕府財政経済については、竹越与三郎『日本経済史』、本庄采治郎『日本財政史』、栗田元次「元禄以前における江戸幕府の財政について」(『史学雑誌』三八編一—二号)など、また経済政策については辻達也『享保改革の

研究』、北島正元『日本史概説Ⅱ』、大石慎三郎『元禄時代』などを参照されたい。

(3) 森杉夫「代官所機構の改革をめぐって」(『大阪府立大学紀要』人文・社会科学一三卷)

(4) 『誠齋雜記』御勝手方勤方項(『江戸叢書』巻の八、二六五頁)

大坂御金蔵納金銀の性格と内容

大坂御金蔵は大坂城本丸天守台の下東南にあり、江戸の奥御金蔵・蓮池御金蔵と並んで最も重要な金蔵であった。この大坂御金蔵を管理し金銀出納を掌どるのが大坂定番支配の大坂金奉行であり、定員は四人でこれに手代が各二人ずつ付属した。金奉行は御金蔵北手の泊番所に部下を率いて昼夜勤番するが、毎月五・十六・二十三の三日の金銀出納日(御金日)には、金奉行のほか城代・両定番の家士、両町奉行所の金役の与力が臨検する定めであった。

表 1 大坂御金蔵納方役人と納金銀の項目

納 方 役 人	人 数	納 金 銀 の 項 目
上 方 代 官 (五畿内・中国 ・四国・西国)	20・19	年貢・物成・小物成・運 上・臨時物 酒造運上 鉱山運上 米売払代、鉱山延米売 代、松茸売払代 未進取立 拝借上納
伏 見 奉 行	1・1	年貢 小物成・網役運上
長 崎 町 年 寄	5・5	長崎運上、長崎上納
大坂・堺酒改役人	4・5	大坂堺酒運上
過書船・入木山支配	2・2	淀川過書船運上、賀茂川 ・嵯峨川高瀬運上 北山入木山運上
大 坂 町 奉 行	2・2	大坂諸川船運上
大 坂 惣 年 寄	4・4	大坂堀江町他地代金 大坂堀江上荷船運上
大 坂 蔵 奉 行	4・5	大坂蔵納米売払代 役料返納
二 条 蔵 奉 行	4・4	二条蔵納虫損米売払代 役料返納
所 司 代 格 家 来 大 坂 定 番 与 力 大 坂 町 奉 行 与 力		大坂城古味噌売払代

(註) 人数の左は元禄16年納、右は宝永元年納。

まず納方役人の管轄地域では、代官以外は
大坂・京都・伏見・堺・長崎であり、代官は(遠国奉行も含めて)五畿内筋(または上方筋、五畿内三州)近江・播磨・丹波(をいう)・中国筋・四国筋(これを中国筋に加えることもある)・西国筋(九州)

ここにとり上げる「大坂御金蔵納方御勘定帳」は元禄十六年・宝永元年二カ年分の大坂御金蔵納金銀を納入した人名を基準にし、さらに項目ごとに分けて記載したものである。納口数は元禄十六年一六三口・宝永元年一四四口あるが、同一人名で同年分・同一項目のものが二口以上重複している場合もある。これは多分納入月日の違いによって書き分けたものと推測されるが確証はない。この納方役人の数は重複人名を除くと兩年とも四六六人(家来・与力など個人名不詳を除く)であり、これを納方役人の役職名ごとに区分し、納金銀の項目を整理してみたのが表1である。

すなわち丹後・丹波・近江・大和以西の西日本の範囲内にとどまる。幕府代官を大きく関東代官と上方代官に二分することができる。上方代官の支配地域は越後・信濃・駿河以西、あるいは美濃・伊勢以西など諸説あるが、ここでは右の範囲内に当たると考えたい。これに対し関東代官の支配地域は関東・海道筋・北国筋・陸奥・出羽である。

次に、納金銀の項目をみると、年貢・物成、小物成、長崎運上・酒造運上を含めた諸運上、米その他売払代、地代、未進取立、その他の返納・上納の金銀であり、上方幕領の幕府納入金銀のほとんどを網羅しているとみて大過なからう（詳細は後述）。

ところで、右の納金銀の項目を、享保後期の幕府勘定所史料である大河内家記録の「御払方御勘定帳」「御遣方大積書付」等に記される納金銀の項目と比較してみると、「御勘定帳」の年貢・物成、小物成のすべてと、代官・伏見奉行納の運上の一部が、大河内家記録の御物成小物成に相当し、二条蔵奉行・大坂蔵奉行納の米売払代が、後述のように同記録の二条大坂御田米払代に相当するものと推量される。従って右以外の納金銀はいわゆる諸向納に類するものであらう。

さて、「御勘定帳」の最初に大坂金奉行玉虫助十郎武茂による元禄十五年十二月までの勘定仕上残が、そして兩年の末尾にそれぞれ納払の総計が記されている。表2はこれをまとめたものであるが、このうち納は兩年とも各納口を集計したものと全く一致する。逆にいえばその内容が明らかであるのに対し、払については総計のみの記載であり、多額な大坂御金蔵支出が総額のみで詳細が判明しないのは残念である。また表2の御借金銀(貸金銀)の額は、元禄十五年より十六年にかけて金三二〇兩・銀四貫〇七二匁九分、十六年より宝永元年にかけて金二六四兩二歩・銀四貫〇七二匁九分減少しているが、拝借返納・役料返納などの納口には該当するものはなく、「委細別帳ニ有」とあるように別途の勘定と思われる。

表 2 大坂御金蔵金銀納払の総計

	金	銀	大判	銭	永(金)換算計
元禄15年12月 勘定仕上残	137,488・3・2	4,436,432.157	48	754,893	212,026.134
御借金銀	5,758	587,145.9			15,543.765
内 御蔵有	131,730・3・2	3,849,286.257	48	754,893	196,482.369
元禄16年納	230,326・1	6,390,681.232			336,837.604
元禄15年払残共合	367,815・0・2	10,827,113.389	48	754,893	548,863.738
元禄16年払	202,317・3・2	1,236,121.243	3		222,945.396
残	165,497・1	9,590,992.146	45	754,893	325,918.342
内御借金銀	5,438	583,073			15,155.888
宝永元年納	254,137・1・2	2,686,529.548			298,912.868
元禄16年払残共合	419,634・2・2	12,277,521.694	45	754,893	624,831.210
宝永元年払	159,214・3	6,212,359.557	4		262,788.076
残	260,419・3・2	6,065,162.137	41	754,893	362,043.134
内御借金銀	5,173・2	579,000.1			14,823.502

(註) 永換算計は金1両=銀60匁=銭4貫文、大判1枚=金8両2歩として計算。

それから「御勘定帳」の元禄十六・宝永元兩年納金銀を大まかに一〇項目に区分し、納方役人へ納めるべき年ごとに金・銀を集計して整理したのが表3—A・Bである。兩年ともそれぞれ前年分が三分の二近くを占め、当年分は三割前後と意外に少ない。この点享保以降の幕府会計収支が前年収納の物成・小物成および廻米払代と当年収納の諸向納などをもってその年の支出に当てる制度であったのとはやゝ異なるようであり、まだそのような制度は確立するに至っていないのかも知れない。ともあれ、以下に納金銀を主要な項目ごとにその性格と内容を検討してみよう。

一、上方代官納の年貢・物成・小物成等

「御勘定帳」記載の納金銀の六割余は五畿内筋・中国筋・四国・西国つまりここでいう上方代官納の年貢・物成・小物成等の金銀である。そこでまずこの上方代官がこの期のすべての上方代官であるかを検討してみよう。

表 3-1 大坂御金藏納金銀項目別集計 (元禄16年納)

	元禄13年及 以前分	元禄14年分	元禄15年分	元禄16年分	計	金換算計	比率
年貢・物成・小 物成・運上	金銀 2,000.	10,230・2 102,551.61	75,411・ 4,413,586.394	51,101・1 370,000.	136,742・3 4,888,138.004	218,211.717	64.8%
米売私代	金銀		6・ 861,693.487	19,994・1 861,693.487	20,000・1 861,693.487	34,361.808	10.2
酒造運上	金銀	792・3 3.21	21,718.7	327,000.	792・3 348,721.91	6,604.782	2.0
長崎運上・上納	金銀		60,024・1 61,978.508	6,000・ 19,994・1	66,024・1 61,978.508	67,057.225	19.9
鉱山運上	金銀		908・0・2 28,875.67	500・ 21,821.854	908・0・2 28,875.67	1,389.386	0.4
船・入木山運上	金銀		28,142.474	3,050・1	500・ 49,964.328	1,332.739	0.4
地代金	金銀	1,016・0・2			5,082・2	5,082.500	1.5
拝借返納	金銀		6・3 13.125		6・3 13.125	6.969	0.0
役料返納	金銀		253・ 2.57	15・3・2 1.5	268・3・2 4.07	268.943	0.1
未進取立	金銀		151,292.13		151,292.13	2,521.536	0.7
計	金銀 1,016・0・2 2,000.	12,039・1・2 102,554.82	136,609・0・2 4,705,609.571	80,661・2・2 1,580,516.841	230,326・1 6,390,681.232	336,837.604	100.0
	金銀 1,049.458 0.3%	13,748.622 4.1%	215,035.951 63.8%	107,003.572 31.8%	336,837.604 100.0%		

(注) 単位は金=両歩朱、銀=匁、金換算計の両以下は永文。なお分離しがたい納口は適宜な項目に一括した。米売私代のうちは大坂城古味御売私代・松茸売私代を含む。

表 3-B 大坂御金蔵納金銀項目別集計 (宝永元年納)

	元禄14年及 以前分		元禄15年分	元禄16年分	宝永元年分	計		金換算計	比率
	金銀	金銀				金銀	金銀		
年貢・物成・小 物成・運上	2,000.	6,122・1・2	577,013.125	104,902・1 1,153,094.57	45,700・ 208,000.	156,724・2・2 1,940,107.695	189,059.753	63.3%	
米売払代				6・ 3.	19,087・1 259,186.93	19,093・1 259,189.93	23,413.082	7.8	
酒造運上		851・2 10.86		11,308.242	204,000.	851・2 215,319.102	4,440.152	1.5	
長崎運上・上納				66,622・2 48,149.532	5,000・	71,622・2 48,149.532	72,424.992	24.2	
銀山運上				43,434.81		43,434.81	723.914	0.2	
船・入木山運上				28,023.45	500・ 21,821.854	500・ 49,845.304	1,330.755	0.4	
地代金	2,032・1				3,050・1	5,082・2	5,082.500	1.7	
拝借返納				6・3 13.125		6・3 13.125	6.949	0.0	
役料返納					251・1 10.71	251・1 10.71	251.429	0.1	
未進進立		5・ 500.		129,959.34		5・ 130,459.34	2,179.322	0.7	
計	金銀	2,037・1	6,973・3・2	171,537・2	73,588・3	254,137・1・2	298,912.867	100.0	
	金銀	2,500.	577,023.985	1,413,986.069	693,019.494	2,686,529.548			
	金銀	2,078.917	16,590.941	195,103.934	85,139.075	298,912.867			
	金銀	0.7%	5.6%	65.3%	28.5%	100.0%			

(註) 表 3-A に同じ。

内閣文庫所蔵の「看益集」³の中に御代官支配所高附が載っているが、年代は記されていない。しかしそこに記載された代官名とその任期から推して、一応これは元禄十五年三月から同十六年三月の間のものと考えられる。そしてそれが全国の幕府領を覆っているとみられるから、このうち丹後・丹波・近江・大和以西の上方代官をとり出して、「御勘定帳」の納方の代官の元禄十五・十六両年の支配所とを比較してみたのが表4である。この表の二七人の代官（伏見奉行・長崎奉行附を含む）の支配所を比較すると元禄十五年の方が十六年より一致する例が多い。そこで元禄十五

配所高附との比較

内閣文庫所蔵「看益集」		石	高
御代官支配所高附			石余
山城・大和・和泉・河内・摂津・近江・丹波・丹後	*	55,902	
和泉・河内・摂津・播磨・小豆嶋		65,281	
山城・河内	*	8,509	
播磨・備後・備中・伊予・讃岐・直嶋	*	55,704	
和泉・河内・摂津・丹後		35,977	
大和・河内・摂津・播磨・丹後	*	48,994	
大和	*	70,376	
大和・河内・摂津・播磨・備中	*	68,610	
摂津・播磨	*	65,815	
山城・河内・摂津・近江・丹波・播磨	*	77,993	
豊後・豊前		88,679	
大和・河内・摂津・近江・播磨	*	54,135	
大和・近江・美作	*	47,266	
山城・大和・和泉・河内・摂津・備後	*	54,706	
肥後・肥前・筑前・日向		102,608	
—		—	
豊前	*	53,313	
石見・隠岐	*	60,404	
山城・河内・摂津	*	5,902	
(武蔵・上総・下総・常陸)		—	
播磨・備中	△	32,499	
美作	△	54,038	
但馬・播磨・丹後	△	47,905	
摂州海表新田	*	3,458	
—		—	
山城伏見廻当分預	*	4,320	
肥前	△	3,435	
		1,165,829	

れている。なお石高欄*印は国名が元禄15年支配所と一致するもの、△印

表 4 上方代官支配所の「看益集」御代官支

	「大坂御金蔵金銀納方御勘定帳」	
	元禄 15 年 支配所	元禄 16 年 支配所
雨宮庄九郎	山城・大和・河内・和泉・摂津・近江・丹波・丹後	山城・大和・和泉・摂津・近江・丹後
小野朝丞	摂津・和泉・河内・播磨・小豆嶋 肥後・肥前・筑前・日向・天草	肥後・肥前・筑前・日向
上林峯順	山城・河内	—
遠藤新兵衛	播磨・備後・備中・伊予・讃岐・直嶋	河内・播磨・備後・備中・伊予・讃岐・直嶋
久下作左衛門	摂津・河内・丹波	摂津・河内・和泉・丹波・伊予
長谷川六兵衛	大和・河内・摂津・播磨・丹後	摂津・河内・和泉・播磨・小豆嶋
辻弥五左衛門	大和	大和
万年長十郎	大和・摂津・河内・播磨・備中	大和・摂津・河内・播磨・備中
石原新左衛門	摂津・播磨	摂津・播磨
小堀仁右衛門	山城・河内・摂津・近江・丹波・播磨	山城・河内・摂津・近江・丹波・播磨
室七郎左衛門	豊後	—
金丸又左衛門	大和・摂津・河内・近江・播磨	大和・摂津・河内・近江
西与一左衛門	大和・近江・美作	大和・近江・播磨・美作
曲淵市郎右衛門	山城・大和・河内・和泉・摂津・備後	山城・大和・河内・和泉・摂津・備後
竹村惣左衛門	肥後・肥前・日向	—
竹村太郎右衛門	—	肥後・肥前・筑前・日向
岡田庄大夫	豊前	豊前
井口次右衛門	石見銀山附・隠岐	石見銀山附・隠岐
上林又兵衛	山城・河内・摂津	山城・河内・摂津
古川武兵衛	—	大和・河内・摂津
大草太郎左衛門	—	—
内山七兵衛	—	—
平岡四郎左衛門	—	—
万年長十郎	—	—
小野朝丞	摂津川口新田	摂津川口新田
石原新左衛門	播磨赤穂領当分代官所	—
岡田庄大夫	—	—
建部内匠頭	伏見廻預所	伏見廻預所
長崎奉行附	—	—
計		

(註) 「看益集」では雨宮庄九郎は庄五郎と誤記、小野朝丞は朝之丞、西与一左衛門は与市左衛門と記載さは該当する代官等がないもの。

年を基準として検討すると、両史料の支配所が全く一致するもの一六人(表4石高欄に*印を附した)、十六年には記載があるが十五年では両史料とも記載のないもの二人で、残九人が一致しない。このうち小野朝丞支配所は十五年の途中で摂津等から肥後等西国に移されたと理解すれば一致する。久下作左衛門の御代官支配所高附の丹後は丹波の誤記と思われ、この久下と室七郎左衛門・竹村惣左衛門の三人は御代官支配所高附が各一国多いのみであるからほぼ一致するとみてよい。また石原・岡田の播磨領赤穂領当分代官所はいうまでもなく浅野長矩改易のあとであるが、元禄十五年九月一日に永井直敬がここに封ぜられているから、それ以前のことである。これらのことから「看益集」御代官支配所高附は元禄十五年九月以後、同年末までの間の事実というように更に時期を狭めることができよう。

さて御代官支配所高附に記載があり、「御勘定帳」に記載のない上方代官は、大草太郎左衛門(播磨・備中)、内山七兵衛(美作)、平岡四郎左衛門(但馬・播磨・丹後)の三人と、長崎奉行附(肥前)である(表4石高欄に△印を付した)。右「御勘定帳」には但馬の年貢・物成納金銀はないので、一応この三人の代官と長崎奉行附の支配所の記載が欠除しているともみてよいであろう。とすれば、上方代官支配所石高は「看益集」御代官支配所高附の合計一六万五八二九石から三代官・長崎奉行附支配所石高一三万七八七七石を除き、旧赤穂領五万石を加えた一〇七万七九五二石となるであろう。なお石以下端数平均を五斗として二〇支配所の端数合計一〇石を加えて修正すれば一〇七万七九六二石になるが、本稿では単純集計石高を用いることとする。

「看益集」御代官支配所高附は、関東郡代はじめ関東・伊豆・甲斐・陸奥・出羽代官が最初に記載があり、その石高は石以下才位まで記されて詳細である。その他の越後・信濃・駿河以西の代官の石高は石以下切捨で「石余」と記されているが、ここではこれらの支配所を「上方」としている。このことからこの史料はいわゆる関東筋・陸奥・出羽代官についての何らかの調査結果という性格をもつものと推測される。

そこで関東筋・陸奥・出羽代官支配所の総石高は史料原記載では六五万五二三石二斗九升四勺一才となっているが、当然「百」の字(一〇〇万)が脱落しているし、集計してみれば一六五万五二二八石六斗九升四勺一才となる。その他の「上方」石高を集計すると二三万五〇三九五石余(石以下端数加算修正二三万〇四一七石)となる。この史料にはこのほかに越後・信濃・駿河以西三四カ国と小豆嶋・直嶋の国別幕領石高が記されているが、これを集計すると二三〇万六二九一石余(同じく修正三三〇万六三〇九石)となり、両者の間に四万四一〇四石の誤差があるが、その理由は明らかにしえない。

御代官支配所高附の各石高を合算集計すると全国幕府領石高は四〇〇万五六二三石余(関東代官支配所総石高の史料原記載と他の石高との合算では四〇〇万五六二七石余)、また関東筋・奥羽代官石高とそれ以外の国別石高集計と合算すると三九六万一五一九石余となる。ここでは一応前者の数字をとっておこう。なお千村平右衛門預所以外には大名預所の記載がないが、この期には大名預所はほとんどないと考えられるので、この石高が幕府領総石高とみてよく、それは四〇〇万石に達し、享保元年石高四〇八万八五三〇石余に近い石高になっているのである。

「御勘定帳」の元禄十五年二〇支配所石高一〇七万七九五二石余の年貢・物成・小物成等金銀は同十六年納・宝永元年納中元禄十五年賦課分合算金一六万四七二〇兩永三三文(金に換算)となる。これを石高一万石当たりすると金一、五三七・三兩という数字が出る。いま大河内家記録の享保十四年・十七年の「御代官并御預所御物成納払御勘定帳」の上方代官(奉行支配所・大名預所を含む)納の物成金銀を同じく一万石当たりすると、それぞれ金一、三四五兩と一、一五四・五兩という数字になり、年貢収奪が強化された享保期に比しても元禄十五年のそれは高いといえる。もっとも享保十七年は西国不作の年であるし、元禄十五年の数字には小物成・運上等が含まれているし、さらに元禄期は石代納の比率が高いと思えるから、一概に比較はできないが、おおよその傾向は掴めるであろう。

額取請銀納人

岡田庄大夫		計		
元禄16年	宝永元年	元禄16年	宝永元年	両年計
		200,000	460,000	660,000
166,436.75	134,000	286,436.75	344,000	630,430.75
		420,413.5		420,413.5
		160,000	195,000	355,000
		73,000	97,000	170,000
166,436.75	134,000	1,139,850.25	1,096,000	2,235,850.25

史料館研究紀要 第四号

竹村惣左衛門は肥前・肥後・日向、竹村太郎右衛門は肥後・肥前・筑前・日向、岡田は豊前。

ところで「御勘定帳」は年貢・物成・運上等納金銀のうち、とくに注目されることは、西国(九州)代官納のそれは例外なしに「為替人」による大坂御金蔵への送金がなされていることである(これに対して西国以外の他の代官納は為替人による為替送金は一例も記されていない)。これを代官と為替人との関係で整理したのが表5である。この為替をここでは仮に「西国御為替」と呼んでおくが(大坂でいう江戸為替は大坂からの送金であり、「西国御為替」は大坂への送金であるから、こう呼ぶのは誤解を生むかもしれず、むしろ「大坂御為替」と呼ぶべきものであろうか)、この実態は管見の範囲では従来全く明らかにされたことがない。西国の年貢金銀等の大坂御金蔵への為替については長崎銀座が正徳・享保期新銀吹高の減少による不振状態の打開の一助に、享保十五年八月幕府に請うて大坂御為替を許されたが、ついで同十八年九月天草御為替を、翌十九年日田御為替を、元文三年嶋原御為替をそれぞれ長崎奉行所・日田代官所・松平主殿預所宛に出願し、嶋原御為替を除いては、両者とも許されて翌年実施に及んだ。天草御為替の出願内容は、長崎より江戸・大坂御金蔵へ上納の運上・払米代等の金銀為替を勤めたいということであるが、十九年中江戸御金蔵へ上納したのは天草の年貢長崎廻米代銀ばかりであった。⁽⁸⁾

これ以前のことについてはふれたものがないが、逆に大坂銅屋仲間から

表 5 西国年貢金為替

代官 納年	小野朝丞		室七郎左衛門	竹村惣左衛門・竹村太郎右衛門	竹村太郎右衛門
	元禄16年	宝永元年	元禄16年	元禄16年	宝永元年
為替人					
千草屋源助	200,000	350,000			90,000
川口十郎右衛門	50,000	140,000		70,000	70,000
塚口屋長左衛門			420,413.5		
吉野屋惣左衛門	115,000	195,000		45,000	
嶋本忠兵衛					
紙屋嘉兵衛	48,000	97,000		25,000	
吉田清藏					
計	413,000	782,000	420,413.5	140,000	160,000

(註) 金は1両60匁替で銀に換算(単位匁)。代官支配所、小野は肥後・肥前・日向・筑前・天草、室は豊後、

元禄末期における幕府財政の一端 (大野)

長崎への為替関係は既に元禄期には行なわれていることが認められるから、これの逆為替関係も成立していたとみてよく、さらに「御勘定帳」に為替人の記載のある事実から、「西国御為替」は元禄期以前より個別的には行なわれていたものとみてよいであろう。

ここで為替の方法について、松好貞夫⁽⁹⁾、中井信彦⁽¹⁰⁾氏の著書に基づいて略述しておく。

江戸・大坂間の為替関係は、主として貨物代金の江戸から大坂への送金と、蔵元による領主蔵米の売却代金の江戸への送金との出合いによって成立していた。具体的にいえば、大坂商人に仕払勘定のある江戸商人が、大坂から蔵米代金の受取勘定のある江戸両替商に為替を取組み、貨物代金の受取勘定のある大坂商人は、江戸への支払勘定のある大坂の両替商から現銀を受取る形をとる。他の方法として、江戸商人から受取勘定のある大坂商人が逆為替を組み、同地の両替商に代金取立手形を売り、買入れた両替商がこれを江戸の同業者ないし自己の本支店に送って、支払勘定のある江戸商人から取立てさせることもある。この場合、大坂両替商の為替買入資金は領主(事実上は蔵元)から預った蔵米代金であり、領主は江戸で同地の両替商が商人から取立てた金を受領するわけである。なお江戸・大坂間にある金銀比価の差が過大であれば為替が使用されず現金銀通送が行なわれ

る。その故為替関係の成立には比価の差が縮小し、ある程度まで安定しつつ一定の打銀が生まれる必要がある。

元禄四年、これまで陸路によって現送されていた大坂御金蔵銀の江戸御金蔵への送金が、十人両替など特権的な御為替組による送金に切り換えられた。幕府は御為替組に対しては手数料を支払わないが、大坂での交付から江戸上納まで六〇日(のち九〇日)の期間があり、両替商は問屋との為替取組に打銀を取得する権利が与えられた上、不渡りのさいの強制執行について公的な保障が付与されたのである。

さきの「西国御為替」の方法は不明である。大坂御金蔵銀御為替のように整然と制度化されたものでなく、西国・大坂ともに銀目建てであることから、むしろ手数料収入を伴う京替為などに近いと思われる。

続いて「御勘定帳」記載の「為替人」七人について検討しよう。まず吉野屋惣左衛門は「町人考見録」によれば京都押小路柳馬場東へ入町に住し、「二条向御代官方、又は長崎筋を相勤め、両替商売にて長崎会所の両替を致し、身体は左のみ有徳のものにては無之候得共、方々勤め廻し候故、分限よりは世上にて能存じのもの也、長崎にて会所の用事を達し、天草御代官所の御年貢金を請込、長崎にて商人などへ為替に渡し、又は入札の買物など致しける、然るに長崎会所にて売徳の上納銀を上方へ為替名目に立、九州の御大名方へ借付、会所渡りに致来り候」とあり、大名貸しはおよそ銀高八、九千貫にのぼっている。⁽¹¹⁾次に川口十郎右衛門は大坂の町人であり、元禄四年四月平野屋興三左衛門とともに代官設楽嘉兵衛(喜兵衛カ)の斡旋で、摂津多田鍛銅(抜銀銅)を一カ年出高およそ三万貫と見積り、一〇カ年平均銅一〇貫目につき現銀六二匁で買請けて長崎輸出銅にあて、その代金高ほどの唐人荷物を諸商人入札値段をもって買取り、懸り物を免除されたい旨勘定所へ出願している。⁽¹²⁾その後の経過は省略するが、彼は長崎の銅貿易に進出しようとする商人であった。彼と必らず組んで出てくる為替人の塚口屋長左衛門は、寛永十五年に幕府が由緒を調査して選んだ二人の銅屋仲間の一人で、大坂に住み輸出向けの棹銅を長崎に送っていた塚口屋長左衛門の子孫と考えて

よいであろう。その他の為替人については、いま明らかにしえないが、いずれにしてもこれらの「為替人」は大坂・京都の商人であり、長崎会所や貿易などに関係深い者で、西国代官の大坂御金蔵への送金と、大坂・京都商人が長崎輸入貨物買付代金等の支払勘定との間に為替を取組んだものと考えられるのである。

最後に「御勘定帳」の撰津川口新田代官所についてふれておこう。この新田の年貢・物成金は元禄十五年分同十六年納金四三二兩一步・銀七貫四〇二匁二分五厘（金換算五五五兩二步二朱弱）、同十六年分宝永元年納金六四〇兩一步となつてやや増加をみせている。

撰津川口新田は、淀川残余工事を継続中の河村義通（瑞賢）らが、元禄十一年八月に川口沿海諸島の開拓希望者を募つたのに対し、地代金合計一五、四五〇兩を上納して許可を得た請負人が、自費で開墾に従事し、同十五年二月代官万年長十郎・小野朝之丞の検地を受けて成立したものである。『大阪市史』¹⁴によると石高四千余石・約六百町歩を得たとあるが、先の「看益集」御代官支配所高附では、万年・小野支配の撰津海表新田は高三、四五八石余と記されている（表4参照）。そこで「川方地方御用覚書」¹⁵によって川口新口の高・反別をみると、

津守新田	高 四四五石七斗一升八合	反別 七二町二反六畝 〇歩
泉尾新田	高 七〇三石五斗八升四合	反別 七〇町七反九畝一四歩
市岡新田	高一、〇六一石七斗一升一合	反別二一六町 三畝二〇歩
春日出新田	高 四二七石四斗八升七合	反別 四一町八反九畝 四歩
沖嶋新田	高 一四五石 七合	反別 一五町九反六畝一六歩
西嶋新田	高 一八七石一斗三升三合	反別 二〇町四反五畝一四歩
百嶋新田	高 八二石六斗八升九合	反別 一一町三反九畝二七歩

元禄末期における幕府財政の一端（大野）

西嶋新田	高	八三石三斗二升七合	反別	一二町二反三畝二三歩
出来島新田	高	二三二石四斗五升三合	反別	二三町八反八畝 九歩
蒲島新田	高	二三石八斗八升三合	反別	五町二反七畝二三歩
材木置場預地	高	六六石六斗九升二合	反別	五町五反五畝二三歩
合計	高三、四	五八石六斗八升四合	反別	三九五町七反五畝一四歩

とあって、合計高が一致し、外の中嶋新田(高四四二石六斗六合・反別四九町一反四畝二四歩)およびそれを含めた堤井路池沼作場道敷地一五一町七反一七歩と『大阪市史』所載の西野新田が含まれていないことが判明する。

二、大坂・二条・大津蔵納米およびその他の米売払代

幕府領の年貢米を納入する蔵としては、江戸(浅草)をはじめ二条・大坂・駿府・大津などの米蔵があった。このうち上方の蔵は二条・大坂・大津の三であるが、二条・大坂城内の米蔵・米改所等を管理し、米穀の出納を掌るのが二条・大坂の蔵奉行であった。それぞれ町奉行支配に属し、手代・蔵番・小揚等が附属したが、出納には、大坂の例でいえば蔵奉行・大番組蔵目付・城代家士・町定番与力・町奉行配下の蔵目付、いわゆる五カ所目付が臨検に当たった。⁽¹⁶⁾ 大津蔵奉行は元禄十二年四月二十二日に三人とも停廢され、大津米蔵は代官の所管となったのである。⁽¹⁷⁾

「御勘定帳」には二条・大坂・大津各米蔵納米の売払代が、二条・大坂の蔵奉行、大津代官兼大津町奉行(雨宮庄九郎)⁽¹⁸⁾ 納で記されており、これに代官遠藤新兵衛の播磨鉄山・伊予銅山延売米売払代を加えて一覽にしたのが表6である。

表6でまず目立つのは、大坂・二条兩蔵納米には売払米量と石当値段が記され、他はそれが記されていないことで

ある。これはこの二種の米売払代が他の米売払代と性格が異なることを意味すると思われる。寛文七年十一月十七日の御城米并大豆納払之儀ニ付御書付⁽¹⁹⁾によると、大坂御城米は毎年七万石ずつ年貢米をもって納め、七月までは三年米、八月よりは二年米と大番衆合力米に渡し、毎年三千石ずつ納める大豆もこれに準じ、残余の三年米・大豆は売払うことを令し、また一万石の二条定式御米の規定もあるが、「御勘定帳」の大坂・二条阿蔵納米はこれを指しているのである。なお大坂御城米に関する規定で最も古いのは寛永七年六月二十一日の覚⁽²⁰⁾であり、数量については承応三年八月二十五日の定に「相定員数式拾万俵」すなわち一俵三斗五升入として七万石とあるのが初見である。

そしてこの御城米の売払代は大河内家記録のうちにみえる二条大坂御米払代に相当するものでもある。享保十五年の二条大坂御米払代は銀二、四八二貫六〇〇目余であるから、表6ではこれと比較しやすいように銀換算計を示し、また両者の小計をも記しておいた。その代銀は元禄十六年納一、五五五貫一六匁余、宝永元年納七四九貫六六一匁余であるから、享保十五年よりは少額となっている。なおついでに両年間の変化をみると、大坂蔵納米売払量は半分以下に、金額は三分の一に減少しているのに対し、二条蔵納米売払量は一〇倍以上、金額も一〇倍近く増加しているが、二条蔵納米売払量が少量であるから、全体としては減少している。

大河内家記録の享保十五年「御払方御勘定帳」には二条大坂大津長崎米大豆払代が別に記されているが、これは、御米¹御城米以外のものである。表6でこれに相当するものは兩宮庄九郎・遠藤新兵衛の米売払代であろう。それは元禄十五年銀約四九〇貫目、宝永元年銀約六四〇貫目ほどであるが、石数が記されず、およそ七千石余と一万一千石余に当るであろうか。従って大坂御金蔵納金銀に関する兩年の米売払量総計は、およそ二万九千石余・二万四千石余と推量しておこう。なお遠藤新兵衛支配の播磨鉄山は千種鉄山、伊予銅山は元禄三年開坑の別子銅山と立川銅山を指すものと思われ、鉱山への払米値段は高いのが普通であるから、延売米量はもう少し減るかもしれない。

分売払米量と納金銀

売 払 米 量	石当銀	金	銀	銀 換 算 計
石	匁	兩歩朱	貫 匁	貫 匁
4,030.757	78.8	2,640	159,223.66	317,623.66
2,841.519	71.9	1,700	102,305.22	204,305.22
3,867.184	67.4	2,170	130,448.2	260,648.2
6,098.0898	68.8	3,490	210,048.58	419,448.58
2,572.8723	64.9	1,390	83,579.42	166,979.42
2,463.9676	65.9	1,350	81,375.47	162,375.47
21,874.3897	70.0	12,740	766,980.55	1,531,380.55
363.1085	65.5	396・1・2	1.107	23,783.607
22,237.4982		13,136・1・2	766,981.657	1,555,164.157
		1,913・3	94,605.31	114,825. 94,605.31
		4,700		282,000.
		19,750・0・2	861,586.967	2,046,594.467
売 払 米 量	石当銀	金	銀	銀 換 算 計
石	匁	兩歩朱	貫 匁	貫 匁
3,113.565	61.6	1,598	95,915.61	191,795.61
1,996.6728	58.3	970	58,206.02	116,406.02
718.2701	39.7	237	14,295.33	28,515.33
3,482.8407	51.9	1,500	90,759.44	180,759.44
9,311.3486	55.6	4,305	259,176.4	517,476.4
4,175.98496	55.6	3,869・2・2	7.27	232,184.77
13,487.33356		8,174・2・2	259,183.67	749,661.17
		2,590・3・2		155,452.5
		3,460・2		207,630.
		4,600		276,000.
		18,826	259,183.67	1,388,743.67

表 6 元禄16年・宝永元年納

元 禄 16 年 納 分	
大 坂 藏 奉 行	大坂藏納元禄14年五畿内・備中・美作米売払代 〃 〃 筑前・豊前米売払代 〃 〃 播磨・美作米売払代 〃 〃 五畿内・豊後・豊前・備中米売払代 〃 元禄15年石見米売払代 〃 〃 播磨・石見米売払代 〃 小 計
二 条 藏 奉 行	二条藏納元禄15年虫入損米京都買入札払代
小 計	
雨 宮 庄 九 郎	大津藏納元禄13年近江・丹後米京都町人へ売払代 元禄15年丹後・丹波米売払代
遠 藤 新 兵 衛	元禄15年年貢米播磨鉄山・伊予銅山延米売払代
総 計	
宝 永 元 年 納 分	
大 坂 藏 奉 行	大坂藏納元禄15年五畿内・豊後・豊前米売払代 〃 〃 播磨・美作米売払代 〃 〃 五畿内米売払代 〃 〃 播磨米売払代 〃 小 計
二 条 藏 奉 行	二条藏納元禄15年虫入損米京都買入札払代
小 計	
雨 宮 庄 九 郎	大津藏納元禄14年近江米大津町人へ売払代
遠 藤 新 兵 衛	元禄15年年貢米播磨鉄山・伊予銅山延米売払代 元禄16年年貢米 〃
総 計	

元禄末期における幕府財政の一端(大野)

さて右の大坂藏納米つまり御城米と大豆は、次項に触れる味噌や、城内西丸・玉造の諸藏に貯藏されるべく規定されている塩・鰯漬・松魚節・荒和布・干鰯・薪・炭などとともに、非常時の兵糧として困う性格をもつことはいまでもないが、別に米価調節の機能をもっていたと思える。元禄十五年七、八月は九州・四国・播磨・石見・北越・奥州筋に洪水があつて田畑の損亡多く、筑前米一石銀一〇〇〜一〇〇匁とこの時期で最高に騰貴したが、翌十六年に至つてもなお肥後米九二〜三匁、冬には讃州米一〇〇匁と値が下らなかつた。従つて古米とはいえこの藏納米売払代石七〇匁前後は安い値段といえよう。宝永元年は六月中旬より六七〜八匁に下り、十一月には諸国米平均作のため新穀肥後米四五〜五〇匁と下落した²³⁾。宝永元年の大坂・二条阿藏納米売払値段が平均五五・六匁に下つたのもそのためであらう。大坂の五畿内・豊後・豊前米売払代納は藏奉行の一人大久保長三郎の四月七日大坂金奉行転出以前であるが、他の藏納米売払も恐らく新米出廻り以前と考えてよい。あるいは元禄十六年も含めて大坂藏納米売払の納口は納めた月日の順に書きわけたのかもしれない。表6を一覧すればわかるように、石当値段の順序は大坂の米価の動きを反映しているように思えるのである。

宝永元年の売払米総量が前年より減少したのは、米価高騰の元禄十六年により多く放出する必要があつたためであり、三年末満米を売払つていることとも考え合わせて、米価調節機能をそこに見出しうるのである。けれども米売払代が大坂御金藏納金銀のうち一割またはそれに近い比重を占めていることは、同時に財政補頭の意味をもつものと考えておきたい。

三、大坂城古味噌売払代

所司代格家来・兩定番与力・兩町奉行与力の元禄十六年納大坂城同十三年古味噌売払代金二四四兩二朱・銀六匁五

分二厘、同じく宝永元年納元禄十四年古味噌売代金二六一兩一歩・銀三匁二分六厘についてみると、これは毎年十二月藏奉行支配の本町塩噌春屋で五〇〇貫目入三七桶一八、五〇〇貫目の味噌を製造し、常に西丸の藏に二年分を貯えて、三年古味噌を毎春町奉行所で入札させ商人に払下げたのであるが、この代金に相当するものである。五〇〇貫目入桶のうち蓋味噌一〇〇貫目を損じて除くから払正味一四、八〇〇貫目となる。これからすれば金一兩当の古味噌は六〇貫目余・五七貫目弱となろう。

四、酒造運上

元禄十年十月、幕府は酒造家に販売額五割の運上を課し、本令発布以前に造り込みの酒もこれに準じ、請売をする者に限りこれを免除した。そして大坂についていえば、運上取立遂行のため、与力二名を酒改方に任じ、酒役所を置いて惣年寄に酒改年寄を選ばせた。⁽²⁶⁾堺も同様であったであろう。「御勘定帳」の大坂酒改人尼崎屋弥兵衛・茨木屋多兵衛、また堺酒改役人小刀屋庄左衛門・金田屋源右衛門・奈良屋九兵衛がこれである。

このため、従来酒値段一升銀八分であったものが一匁三分に騰貴し、密造・脱税の弊害が起こったので、幕府は酒造米以外の米購入を禁じ、酒造米高を計上させ、または新たに酒造を営むことを禁止すること再々であった。ことに宝永三年、酒造米高を元禄十年の五分の一に減らすことを命じ、酒造額と酒造家の員数を調査させたのである。

酒造運上の賦課は、酒造米高を減じて米価騰貴を防ぐことを口実としながら、実は酒造統制と運上収入による財政補頭を目的としたものと思われ、いわゆる「元禄の悪政」の一つであったので、宝永六年の綱吉の死去直後、箔座・箔運上とともに廃止されたのである。⁽²⁶⁾

「御勘定帳」記載の元禄十六・宝永元兩年の酒造運上総額は表3 | A・Bに記すとおりであるが、その内訳は、大

坂酒改役人酒運上元禄十六年納銀二九五貫目、宝永元年納銀一八五貫六二四匁余(兩年納分のうち元禄十六年賦課分を合計してみると銀三〇〇貫六二四匁余)、堺酒改役人元禄年十六年納銀三三貫目、宝永元年納銀二四貫四一〇匁余(元禄十六年賦課分銀三三貫四一〇匁余)、ほかに大坂・堺酒運上残銀元禄十六年納一貫七七一匁余、代官辻弥五左衛門の奈良・寺社領酒造運上元禄十六年納金七九二兩三步・銀四貫二六五匁余(銀換算五一貫八二〇匁余)、宝永元年納金八五一兩二朱・銀五貫二八三匁余(銀換算五六貫三七三匁余)であり、さらにこのほかの代官支配所の酒造運上は、元禄十六年納小野朝丞(撰津・河内・和泉・小豆嶋)銀二貫三一八匁余、長谷川六兵衛(和泉・河内・撰津・播磨・丹後)銀三貫三七六匁余がある。

右以外の代官支配所の酒造運上については、石原新左衛門・岡田庄大夫の播磨旧赤穂領元禄十六年納、石原(撰津・播磨)宝永元年納に年貢・小物成と合算しての記載以外にはない。ただし代官納口中の運上・臨時物などと記されたものは酒造運上を含んでいる可能性があるが、そうだとしてみてもごく少額であろう。なお後述するように長崎上納のうちにも、元禄十六年納では銀三〇貫四七二匁二分五厘六毛六弗二五の酒運上が含まれているから、宝永元年納にも当然同額程度が含まれているとみられる。

以上に見てきたように、元禄十年以降の酒造運上は大坂・奈良・堺・長崎などの都市に課せられる額が大きく、とくに大坂は総額の七割前後を占めているのである。酒運上の総額は六千兩といわれるから、⁽²⁸⁾兩年の酒造運上七千ないし五千兩はその大部分を占めるといってよい。すなわちこの時期は江戸の地廻り酒はもちろん、灘酒も勃興以前であるから、この酒造運上は上方都市酒造業をその主対象としているものとされよう。

五、長崎運上・上納

「御勘定帳」に長崎町年寄納の長崎運上・長崎上納が金にして元禄十六年六七、〇五七両余・宝永元年七二、四二五両弱あり、納金銀全体の二〇〜二四％ほどの比率で、物成・年貢・小物成等に次いで多い。これは財政収入の中でどのように位置づけられるのであろうか。

はじめにこの時期の貿易制度について略述しておく。幕府は貞享元年市法貨物仕法を廢止し、輸入生糸については糸割符制度を復活させ、その他の貨物は相対売買としたが、金銀の国外流出を抑制する見地から、翌二年には御定高制度を適用した。その後元禄八・九年の兩年、江戸商人伏見屋四郎兵衛の出願を容れ、御定高の外に銅代物替貿易を許可し、この条件として運上を課した。そして同十年には長崎地下からの出願を容れて五千貫目の銅代物替を長崎地下の支配として許可し、銅代物替の利潤中より金一万両を長崎に与え、その残余のすべてを運上させることとした。このように、幕府は御定高取引の枠外に貿易を特許してこれに運上を課し、利潤の一部を収公したが、元禄十年八月に至って五千貫目の銅代物替とそれよりの運上金上納を制度化するとともに、糸割符に改正を加え、相対売買を廢止して評価売買法を適用させることとした。そしてそのため長崎貿易と長崎地下配分等に関する業務を掌どる長崎会所が創設された。ついで同十二年の勘定奉行萩原重秀らが長崎に下って行なった貿易事情調査に基づき、同年六月長崎運上金制度が設定されたが、この業務も長崎会所が行なうこと²⁹によって、幕府は長崎貿易の官營化すなわち貿易の統制と利潤の収公体制を形成したのである。

ところで長崎貿易の主要な輸出品は南蛮吹による純度の高い棹銅であった。幕府は延宝六年大坂の泉屋ら銅屋仲間の貿易株を認可し、その独占を認めていたが、元禄八〜十年には前記のとおり他の商人に代物替を許した。しかし同十一年再び銅屋仲間に銅請負が命じられたものの、銅の集荷が幕府の決めた中国船六四〇万二〇〇〇斤・オランダ船二五〇万斤の額に達せず、結局同十四年の大坂銅座設置となり、銅座に銅の集荷・鑄造・輸出に関する一切の業

務を管理させて、銅座仲間をその下に従属させたのである。⁽³⁰⁾従って銅座設置は長崎貿易の官營化に対応する措置であったといえよう。

さて、さいきん太田勝也氏によって内閣文庫所蔵「崎陽紀事」収録の長崎会所創設期の貿易利潤配分に関する史料が紹介されたが、⁽³¹⁾そのうちの「元禄十五年長崎御運上銀御勘定目録」の収支をみると中国・オランダ船銅代物替御定銀高五千貫目の出銀三、一二八貫一〇四匁二分に掛出糸代・元禄十四年銅買銀引残・同十五年銅買銀引残・唐船荷物蔵新築地之地子金・金線屋御運上・酒御運上・長崎屋源右衛門拝借返納銀・長崎拝借返納銀・新地蔵主中拝借返納銀を加えた合計銀六、四一〇貫六二一匁九分七毛二弗の収納に対し、右渡方金六九、四七二匁二步・銀六六五貫一六四匁三分七毛二弗と記されている。この右渡方のうち金六六、〇二四兩一步・銀六一貫九七八匁五分七毛二弗は註記がないことから、太田氏はこれを長崎地下配分金あるいは地下落銀と推定している。

この勘定目録は勘定所下部機関としての長崎会所の勘定所宛公式の勘定目録の写であり、長崎町年寄によって勘定仕上げがなされ、翌年報告されたものである。他方これと幕府公式帳簿である「御勘定帳」の元禄十六年長崎町年寄納長崎運上・上納金銀と対照すると、金額は全く一致し、銀額は勘定目録の弗位を切り上げた数字となっているのに気付くであろう。尤も「御勘定帳」の金額のうち金六、〇〇〇兩は同十六年分であるから、これをそのまま加えたものか、前年納分に十五年分金六、〇〇〇兩が入っていたのかはさだかではない。けれども「御勘定帳」の数字よりすれば、太田氏の推測は誤りといわざるをえず、この金銀額は明らかに長崎運上・上納として同十六年に大坂御金蔵に納められたものである。なお勘定目録の末尾には、元禄十六年大坂御蔵納高として銀三、八九一貫三八一匁三分八厘三毛の数字が記されている。勘定目録によれば同年長崎では金一兩銀五八匁替であるから、長崎運上・上納金銀をこれで銀換算すると三、八九一貫二八五匁七毛二弗となり九六匁余の差があるもののはほ合致するといつてよい。

ついでに右の勘定目録には御定高取引九千貫目の分は含まれず、その利潤は官營貿易の枠外と思われ、ただその出銀中およそ年一、五〇〇貫目余が銅買銀として長崎に残され（銅座への貸付金か）、代物替取納の中に含まれている。以上のことから、元禄後半期に行なわれた貿易改正によって、元禄末期には年六、七万兩の長崎運上が大坂御金蔵に収納され、幕府の貿易利潤抽出による財政立て直しにある程度の効果があったことを認めうるであろう。

六、鉱山運上

「御勘定帳」は記載の鉱山運上は石見銀山と摂津多田銅山のものだけである。すなわち、元禄十六年井口次右衛門納同十五年分石見銀山運上銀二八貫八七五匁六分七厘、宝永元年同人納元禄十六年分同銀四三貫四三四匁八分一厘と、元禄十六年長谷川六兵衛納同十五年分多田銀山銅・緑礬（第一酸化鉄）運上金九〇八兩二朱で、その他の鉱山たとえば但馬生野銀山は但馬国よりの納金銀記載を欠いているためか記されてなく、ただ前述の播磨鉄山・伊予銅山は延売米代の記載があるのみである。

石見銀山はいうまでもなく同国邇摩郡の大森銀山のこと、大永・天文の頃開発されたが、慶長六年大久保長安が奉行として大森に至って以来盛行をみ、慶長期山主安原備中知種が釜屋間歩より一年およそ三、六〇〇貫目の銀を運上として指し出したといわれる。記録の確かな延宝元年以降では、元禄四年の六二五貫七〇四匁の灰吹銀産額が最高であった。元禄十五年の灰吹銀産額は二〇四貫三一七匁、同十六年は三三八貫六五三匁であるから、これを元禄銀に換算して（石見灰吹銀一貫目は元禄銀一貫四六四匁に当る）³³運上の比率をみると、九・七%と八・八%となる。だいたいこの時期の運上は十分の一とみられるから、ほぼ近い数字であろう。

多田銀山は長暦元年に産銅があったとされ、天正期には銀山の開発もあって繁昌した。寛文初年銀銅の増産があり、

最盛には一カ年銀一、五〇〇貫目・銅七〇万斤・諸運上銀六六〇貫目、銀山町戸数三、〇〇〇軒に及んだという。その後やや衰微したとはいえ、元禄七年の産銅は少なくとも四〇万斤あったといわれる。³⁴⁾「御勘定帳」記載の金九〇八兩余の運上が、仮に産銅十分の一の運上と運上額六分の一の口銀との合計と仮定してみると、元禄十五年の産銅は九万三千貫余、斤に直すと約五八万斤となる。運上の中には緑鑿運上も含まれているし、翌年の運上は皆無であるのだから、極めて不確実な数字であるが、宝永五年の多田銅の大坂廻着高一三万五五三斤³⁵⁾と比較して多すぎるとは思ふものの、一つの数字にはなりうるであらう。

「御勘定帳」の鉱山運上は生野銀山のそれを欠くほか、関東(東日本)の佐渡金山、秋田領・陸奥等の鉱山運上が不明であるにせよ、この期の鉱山収入が前期と比較にならないほど小さくなっていることが理解される。

七、淀川過書運上

淀川過書船は伏見より大坂・伝法・尼崎間を往来する川船で、年二〇〇枚の運上銀を納め、公役を勤めるとともに人と商品の運送に当たった。天正年中は河村与三郎・木村孫三郎、慶長年中河村与三右衛門・木村宗右衛門の支配するところであったが、元和年中角倉与一・木村宗右衛門の二名が奉行となり、過書株一六二株を定め、運上銀を四〇〇枚に増した。³⁶⁾

銀一枚は四三匁であるから、四〇〇枚では銀一七貫二〇〇目となり、「御勘定帳」の木村源之助・角倉与一納の淀川過書運上銀額もこれと合致する。

八、大坂諸川船運上と沢田佐平太舟運上

元和以来町奉行所の公認を得た大坂諸川船は城米の輸送・河川の修治・土砂の運搬など公用のさい役船として徴発に應ずるのみであったが、元禄三年正月江戸と同様に運上銀の上納を命じられた。毎年十一月十四日、上荷船は一艘につき一カ年銀六匁、茶船四匁、劔先船八匁五分、土船六匁四分、大石船六匁九分、小石船六匁、砂船二匁七分、屋形船は大小に應じ六匁八分〜八匁八分、勸進小船二匁、柏原船五匁七分を町奉行所に上納すると、二十三日に極印役は右運上銀を御金蔵へ納め、金奉行より請取の納札を受け取り、また別に川船運上銀勘定目録二冊を作成して印を押し、町奉行の奥印署名を請い、右目録写一冊を城代に提出、本紙二冊と納札を勘定所へ送る。勘定所では本紙一冊と納札を留め置き、他の一冊に奥書印形して送り返してくるのを役所に保存する規定であった。かくして運上銀の賦課に当たり、取締りの必要上諸川船の隻数を調査し、元禄八年四月川船仲間からおのの判形帳を町奉行所に提出させ、無極印船で荷物を積むものがあれば用捨なく処罰することを達した。³⁷⁾

さて元禄三年に運上が課せられた諸川船は全部で三、四二六艘、この運上銀総額は一八貫九五七匁八分になる。同十年十月惣年寄十五名に上荷船三〇〇艘・茶船二〇〇艘を許可し、三年より九年に至るまでの船床銀九七貫九五四匁三厘六毛を十カ年賦に年九貫七九〇目ずつ上納させ、³⁸⁾また十二年七月には堀江新地繁栄のため新土船二四艘を許可した。従ってこれ以後の諸川船は三、九五〇艘、運上銀総額は二一貫七一一匁四分になったのである。³⁹⁾

「御勘定帳」の大坂町奉行納大坂諸川船運上銀は兩年とも二一貫六二六匁四分であるから、右との間に八五匁の差がある。

次に「御勘定帳」の同じ納口に記される佐平太渡舟運上銀一九五匁四分五厘四毛は、延宝四年摂津西成郡大道村沢田佐平次が江戸堀・土佐堀の下流と南伝法・北伝法・九条・六軒屋四カ村との間に渡船を請負い、元禄三年より課せられた運上銀である。⁴⁰⁾同十四年には船数二九艘を数え、⁴¹⁾運上銀総額は宝暦二年調査に右と同額が記されるが、⁴²⁾すでに

少なくとも元禄末期からこの銀額であったことが知られるのである。

九、堀江上荷船運上

堀江新地繁栄策の一つとして元禄十一年十二月に上荷船五〇〇艘が許可され、翌十二年三月造船に着手し、七月全部竣工した。極印は新造成るごとに受け、營業年限は同年三月より宝永五年までの十年間とされた。堀江上荷船は大小二種あり、大船は一艘三〇石積で二〇〇艘、小船は一艘二〇石積で四〇〇艘あった。大船のうち六〇艘は廻船仲間借受船で、船床銀は一カ月一艘一八匁五分、他の四〇艘の大船の船床銀は同一六匁、小船の船床銀は同じく一三匁と決められ、船床銀総計は一カ年銀八三貫四〇〇目、金換算一、三九〇兩となるが、うち金五〇〇兩を運上金とし、残銀は内川浚の経費にあてるものとした。惣年寄木屋七郎左衛門・中村左近右衛門・吉文字屋三郎兵衛三人が船床銀の徴収に当たり、その報酬として各人一カ年銀一貫目の役料を受けたが、元禄十六年十二月の堀江三十三町三郷分属のさい、三人の堀江上荷船支配と役料給与を廃止し、每郷より交代で惣年寄一人を出し船床銀の徴収に当たらせたとい⁽³⁾う。

「御勘定帳」記載の元禄十六年南組惣年寄吉文字屋三郎兵衛・北組惣年寄木屋七郎右衛門納および宝永元年南組惣年寄住吉屋藤左衛門・同鑰屋又兵衛納の堀江上荷船運上金各五〇〇兩は右の記述と合致するが、元禄十六年納は南北兩組惣年寄各一人で天満組を欠き、宝永元年納惣年寄は二人とも南組ではあるものの一人とはなっていない。

一〇、堀江新地三十三町地代金

「御勘定帳」の元禄十六年大坂惣年寄多米由悦・住吉屋藤左衛門納の地代金、宝永元年同伊勢村新右衛門納の地代

金各五、〇八二兩二歩は堀江新地の地代金である。

幕府は天和三年若年寄稻葉正休・目付彦坂重紹・勘定頭大岡清重らに摂河両国の水路を巡見させ、河村義通(瑞賢)に命じて淀川下流の治水工事を実施させた。義通はまず貞享元年二月九条島を開墾して安治川を新たに通じ、元禄元年堂島新地・安治川新地などを開いた。ついで同十一年堀江新地三十三町の開墾に着手した。堀江は西横堀川以西、長堀以南、道頓堀以北の地域で、もと上下難波村に属し、南部の一部を除いて一面の島地であったが、義通は西横堀川から堀江の中央部を縦断して木津川に注ぐ長さ一二町一五間五尺・巾三〇間の新河道堀江川を開墾し、御池通六町・北堀江五町・南堀江五町・橋通八町、また道頓堀南岸を幸町五町に分け、さらに安治川南の富島と淀川旧河道の古川を富島二町・古川二町に分けて、合わせて三十三町の開墾を行ない、十一月希望者に配分した。配分を受けた者は四五一軒・六七四役(内無役四二役)で、三十三町地代金合計は一四万〇〇九一兩一歩、このうち銅座拝借地その他空地分三、八〇〇兩を減じ、残額一三万六二九一兩一歩を十分し、毎年一万三六二九兩二朱ずつ十カ年賦に上納すべく命じられた。

堀江新地の家作ができると、町奉行は町々に令して諸出願を提出させ、茶屋・煮売屋・水茶屋・湯屋・髪結床の諸株、芝居三カ所を許可したのははじめ、堀江上荷船・新土船、道者宿、青物・生魚・油・夜店の市、能舞台・勧進相撲などを許して、新地の繁栄策を計った。それにもかかわらず移転・建築に多額の出費を要した新地町人は、元禄十二年十一月第一回の地代金年割上納期に至っても約束の如く上納することができない状態であった。町奉行は町人の窮状を参酌して、十二月南北堀江・橋通・御池通ならびに樋屋敷は定額の二分の一、富島・古川・幸町は十分の一、総計五、二三〇兩一歩を上納させた。しかるに同十三・十四両年もまた地代金の上納が不能となり、延期を歎願したので、毎年遅滞なく上納可能な金額を書き上げさせたところ、北堀江・御池通は定額の三分、南堀江は二分半、幸町

は二分、橋通・富島・古川は一分、種屋敷は五分の積りで合計三、〇四八兩一步二朱を上納する旨答えたので、同十五年十一月に納めさせた。また十三・十四兩年未進金も右の積りをもって計六、〇九六兩三步を十五年より宝永元年まで三年間に各二、〇三二兩一步ずつ分納させた。そしてさきの元禄十二年十二月・十五年十一月に続き、十六年十一月・宝永元年十二月の四度で合計金二万〇四七五兩三步二朱の地代金を上納したのである。⁽⁴⁾なお右の積りで計算すると二万〇四七二兩二朱となるので、『大阪市史』の編者は先の数字に傍注して疑問に付しているが、「御勘定帳」の記載に明らかたように、元禄十六・宝永元年の地代金は各三、〇五〇兩一步ずつ上納されているから、先の数字すなわち『大阪編年史』第六卷「藤井氏覚書」の合計金額は正しいのである。

註

- (1) 『大阪市史』第一、二八八―二八九頁
- (2) 前掲拙稿収載
- (3) 石井良助編『近世法制史料集』勘定奉行編八二(マイク
ロ・フィルム版) 所収
- (4) 大沢元太郎「近世の預所に就いて」(『歴史地理』七七卷
二号) によれば酒井左衛門尉預所羽前丸岡領二万石がある
が、この時期には預所廃止の方針により消滅していると思
われる。
- (5) 『誠齋雜記』「御取箇辻書付」(『江戸叢書』卷の八、一
九三頁) による。
- (6) 前掲拙稿(5)・(3)収載
- (7) 享保期の物成等の分析の詳細は別稿「享保改革と幕府財
政」を参照されたい。
- (8) 田谷博吉『近世銀座の研究』七七―七九頁
- (9) 松好貞夫『日本両替金融史論』二三〇―二四二頁
- (10) 中井信彦『幕藩社会と商品流通』一八九―一九七頁
- (11) 『日本經濟大典』第二十二、一一五頁。なお松本四郎氏
もこのことを指摘している(『寛文―元禄期における大名
貸しの特質』―「町人考見録」にみえる那波九郎左衛門家
を中心に―『三井文庫論叢』創刊号)。
- (12) 小葉田淳『日本鉱山史の研究』七一―九頁
- (13) 『大阪市史』第一、三五五―三五六頁
- (14) 同、四六三―四六六頁
- (15) 『大阪編年史』第六卷、五〇四―五〇七頁
- (16) 『大阪市史』第一、二八九―二九〇頁、『日本經濟史辭

典】

- (17) 『徳川実紀』「常憲院殿御実紀」巻卅九
- (18) 兩宮庄九郎寛長は武鑑等では大津町奉行とのみ記され、『寛政重修諸家譜』第六輯五〇八頁では御代官とのみあって大津町奉行に任じた記事がないが、「大津百艘船由来」『大津市史』下巻一七八頁には「御代官大津町奉行兼帯」とあり、これが正しいと思われる。
- (19) 『徳川禁令考』前集第四、二〇〇八号。なお同令では大豆三十石とあるが、『条令拾遺』には大豆三千石とあるので、誤植であろう。
- (20) 同、二〇二二号
- (21) 同、一九九九号
- (22) 同、二〇〇五号
- (23) 草間直方「三貨図彙」物価之部(『日本経済大典』第四十、九九一—一〇〇頁)
- (24) 『大阪市史』第一、三六六頁。『大阪編年史』第六巻、四三〇—四三一頁
- (25) (26) 『大阪編年史』第六巻、三八九—三九〇頁。『大阪市』史第一、五三五—五三六頁。
- (27) 太田勝也「長崎会所創設期の貿易利潤配分に関する一史料」(『史学雑誌』七九編一一号)
- (28) 新井白石「折たく柴の記」(岩波文庫版)九九頁。『大日本古記録』「新井白石日記」下、八二—八三頁、宝永六年二

元禄末期における幕府財政の一端(大野)

月三日条

- (29) 主として太田前掲稿、同「長崎会所の創設と貿易官営化について」(『日本歴史』二五七・二五八号)による。他に森岡美子「長崎貿易における関税」(『文化』一八巻一号)、箭内健次「長崎」、中田易直「糸割符の変遷」(『国民生活史研究』(2)所収)、山脇悌二郎「長崎の唐人貿易」等参照
- (30) 永積洋子「大坂銅座」(『日本産業史大系』近畿地方篇、四〇八頁以下)
- (31) 太田前掲稿
- (32) 『島根県史』九、六七八頁
- (33) 灰吹銀(上銀)一貫目に元禄銀一貫五六一匁五分引替とすることであるが、ここでは「銀山要集・銀山旧記」の記載に従った(『新修島根県史』史料篇3、三八頁)。石見灰吹銀の品位は上銀より多少落ちるのであろうか。
- (34) 小栗田前掲書、七一四—七二二頁
- (35) 同、七三四頁
- (36) 『大阪市史』第一、一七五頁・三三九—三四〇頁
- (37) 同、五一六—五一七頁。『大阪編年史』第六巻、二八三—二八七頁
- (38) 『大阪編年史』第六巻、三八二頁
- (39) 同、二八四—二八七頁・三八〇—三八二頁・四六四—四六五頁
- (40) 同、一四八頁

(41) 同、四八九頁

頁

(42) 『大阪市史』第一、五二六頁

(44) 『大阪市史』第一、四六七—四七〇頁。『大阪編年史』

(43) 同、五一九頁。『大阪編年史』第六卷、四二八—四三〇

第六卷、四二二頁・五〇七—五〇八頁

結びにかえて

——幕府財政経済における大坂御金蔵の位置と元禄末期における幕府財政の一端——

元禄末期の幕府領石高は先述のように四〇〇万石に達しており、これに対し幕府勘定所納金銀は金七〇万両もしくは七六、七万両という数字もあるから(因みに享保七十六年平均は金八六万九四六八兩余)、大坂御金蔵納金銀元禄十六年金三三万六八三七兩余・宝永元年金二九万八九一二兩余は、幕府勘定所納金銀の四割前後を占めることになる。そして兩年の大坂御金蔵払金銀は金二二万二九四五兩余・二六万二七七八兩余であるから、各々納金銀の六六・二%、八七・九%が支出されているのである(以上表2参照)。前にも述べたようにこの支出の内訳は全く記されていないが、幕府の大坂・京都などにおける支出はさほど多くはないから、大部分が大坂御金蔵銀御為替として江戸御金蔵へ送られたとみてよいであろう。「正金銀私考」二条大坂より御金銀江戸へ為替納ニ仕候事³に

五畿内中国筋御物成金銀、其外諸運上、大坂御遣方残米払代等、大坂御金蔵へ納候上、江戸へ御取寄に成候分、

并二条・大津御払米代銀、江戸表へ御取寄に成候分へ、江戸・京・大坂にて、身元宜町人共へ為替申付、家質

為差出置、右家質之金高に応じ、大坂御金蔵より、毎月二度充金銀相渡、日数九十日延江戸御金蔵へ相納申候、

但御金高御取寄之節、又ハ日延納に難成急御用之節へ、急為替にて納させ、或ハ在番之大御番幸領にて、御取寄

被成候儀も希に御座候

表 7 享保11年大坂御金藏御為替金銀の内訳

項 目	金	銀	金 換 算	比 率
前年物成・前々年物成残		貫 匁	両永文	%
口米・口銀		2,159,833.091	35,997.218	20.4
小物成		281,249.825	4,687.497	2.7
高掛物		175,816.744	2,930.279	1.7
五畿内国役		29,770.2	496.170	0.3
上ケ米・上ケ米払代		250,548.13	4,175.802	2.4
大坂御米大豆払代・同詰替	7,983・	590,137.48	9,835.625	5.6
代・古味噌払代		1,917,744.675	39,945.411	22.6
前々年長崎運上	18,443・2	10.691	18,443.678	10.4
前年長崎運上	45,945・		45,945	26.0
長崎前借金年賦返納	2,072・		2,072	0.3
銅山運上	50・	60,114.72	1,051.912	0.6
銅山買請米代		127,500	2,125	1.2
銅山師拝借返納	500・	540.18	509.003	0.3
大坂諸川船運上・地代金等	902・3	43,775.332	1,632.339	0.9
諸運上		7,473.85	124.564	0.1
地代金	286・2	7,610.84	413.347	0.2
諸年賦返納		132,839.79	2,213.997	1.3
諸払代	4・1	2,081.09	38,935	0.0
雑	31・2	40,382.92	704.549	0.4
項目不明		200,040.695	3,334.012	1.9
合 計	76,218・2	6,027,470.253	176,676.338	100.0

(註) 2以上にわたる項目の御為替は適宜なものに一括した。金1両銀60匁替。

京都
大坂御為替之者

為替十人組
三井組
上田組

とある。いっぽう少し時期は下るが
享保十一年の「御為替金銀配分帳」
によると、十人組・三井・菱屋・田
中・川口が請負った大坂御金藏銀御
為替の二々十二月総計は、金七万六
二二八両二歩・銀六、〇二七貫四七
〇匁二分五厘三毛であり、金に換算
すると一七万六六七六両一歩余であ
る。その内訳は表7に示したが、物
成の比率が少ないのは大坂における
支出が物成銀からなされることによ
るものであるうか。享保後期に特有
の上ケ米・同払代、元禄・宝永の酒造
運上を除外すれば、他は表3—A・

元禄末期における幕府財政の一端(大野)

Bと似た金額である。これらのことから、右の推測はほぼ証明しうるであらう。

続いて大坂御金蔵の位置づけについて考察しよう。大坂御金蔵の管轄地域が丹後・丹波・近江・大和以西の幕領諸国であることは既に述べた。

大河内家記録の享保十四・十七兩年「御代官并御預所御物成納払御勘定帳」の物成貨幣納の地域的差違をみると次のことが判明する。兩年とも、丹後・丹波・近江・大和以西の代官所・預所・奉行附の物成貨幣納は銀納を主とした金銀両建てである。すなわち各支配所とも銀納が必ずなされ、一部金銀両建て納であるが、金納の量は比較的少額である。これに対し、越前・美濃・伊勢以东の代官(郡代)所・預所・奉行附の物成貨幣納は金納のみで銀納は一例もない。また天保九年・十二年・文久三年の「御代官并御預所御物成納払御勘定帳」などでも上方(西日本)の銀納を主とした金銀両建て納、関東(東日本)の金建て納の原則も基本的には変わらないのである。

以上のことから、丹後・丹波・近江・大和以西と越前・美濃・伊勢以东では、幕領における物成貨幣納のあり方が明らかに異なることが理解されよう。筆者はこれを仮に銀建て年貢諸国(上方・西日本)と金建て年貢諸国(関東・東日本)と呼んでおく。しかしこの差が明瞭なのは地方より代官・奉行・預所大名へ納める物成貨幣の種類であり、そこから幕府御蔵・御金蔵への納付方法は必ずしも単純ではない。

後期の例ではあるが、「天保十二年書拔帳」に各代官所・預所ごとの高・取立物成のほかに渡方つまり現地支出分の明細と残の御蔵納量が記され、どこの蔵へ納付されたかが判明する。その御蔵納量を御蔵・御金蔵ごとに集計したのが表8—A・Bであるが、個別の数字に誤写・誤植等があると思われる、いずれも集計と原記載総計とが一致しないので、およその傾向と理解されたい。

まず金建て年貢諸国—関東諸国は、佐渡一国すべて佐州御金蔵納である以外は、原則として江戸御金蔵納であり、

表 8-A 天保12年幕府領物成米御蔵納量

	関 東 諸 国		上 方 諸 国		幕 府 領 計	
	石余	%	石余	%	石余	%
江戸御蔵納	263,426	80.0	163,039	68.4	426,465	75.1
大坂御蔵納	11,361	3.5	26,439	11.1	37,800	6.7
二条御蔵納			41,368	17.4	41,368	7.3
大津御蔵納			7,584	3.2	7,584	1.3
駿府御蔵納	10,415	3.2			10,415	1.8
清水御蔵納	641	0.2			641	0.1
甲府御蔵納	8,729	2.7			8,729	1.5
佐州御蔵納	34,587	10.5			34,587	6.1
集 計	329,162	100.0	238,432	100.0	567,594	100.0

(註) 「天保十二年書抜帳」より作成。原史料の総計は 554,871石65203。個別の数字に誤り多いので、石未満切り捨て。

元禄末期における幕府財政の一端(大野)

表 8-B 天保12年幕府領物成金銀御金蔵納量

		関 東 諸 国		上 方 諸 国		幕 府 領 計		金 換 算 計	
		両余	%	匁余	%	両余	%	両余	%
江戸御 金蔵納 (含江戸 御蔵納)	金	344,995	94.9	1,140	30.8	346,135	95.0	423,764	68.4
	銀	匁余 7		4,657,717		匁余 725			
大坂御 金蔵納	金		0.0	81	69.2	81	0.0	177,274	28.6
	銀	3,174		10,628,404		10,631,579			
甲府御 金蔵納	金	10,501	2.9			10,501	2.9	10,501	1.7
	銀								
佐州御 金蔵納	金	7,860	2.2			7,860	2.2	7,860	1.3
	銀	12				12			
集 計	金	363,357	100.0	1,222	100.0	364,579	100.0	619,401	100.0
	銀	3,194		15,286,122		15,289,497			

(註) 「天保十二年書抜帳」より作成。原史料の総計は金364,624両2分113.287文、銀15,711匁497匁722。個別の数字に誤り多いので、両・匁未満切り捨て。

六七

甲斐甲府代官所に甲府御金蔵、越後の一預所に大坂御金蔵納銀分納があるのが例外である。いっぽう銀建て年貢諸国
上方諸国は金のほとんどが江戸御金蔵納、銀も三割余が江戸御金蔵納である。すなわち五畿内の一部がすべて大坂御金蔵納、皆銀納の大和が江戸御金蔵であることを除外すれば、原則的に銀は一部分江戸御金蔵分納を伴う大坂御金蔵納である。

ついでにこの史料の物成米御蔵納について附言しておこう。関東諸国では越前・越後・出羽の北国筋日本海沿岸諸国に一部分大坂御蔵分納がある以外は原則として江戸御蔵納で、駿河・甲斐に駿府・清水・甲府御蔵分納を伴う例がある。なお信濃・能登は皆金納で米納がなく、佐渡はすべて佐州御蔵納である。これに対して上方諸国は原則として大半が江戸御蔵納、一部分大坂御蔵分納で、そのうち五畿内は二条・大津御蔵分納もしている。なお大和・隠岐・伊予と西国の一部は皆銀（金を多少含む）納で米納はしない。従って上方諸国物成米の実に六八・四%が江戸御蔵納となっており、全幕府領では物成米の四分の三が江戸御蔵納、江戸廻米をしていることが理解される。他の同種の史料ないし全国の廻米宛先の御蔵納量が知れる史料は見当たらないので、ただ一年の例で全体を推量する危険を冒すこととなるが、とにかく筆者の予想を上廻る比率の江戸廻米がなされているのであり、幕府財政経済における江戸・大坂の相互関係を再検討する必要があるように思える。⁹⁾

それはさておき、再び物成金銀納についてみると、天保十二年では上方諸国物成の六九・二%、そして幕府領すべてでは二八・六%の物成（金微量を含む銀）を大坂御金蔵が収納し、その金額は金換算一七万七二七四兩余となっている。もちろん大坂御金蔵収納銀はこれのみでなく、長崎上納・地代金・大坂諸川船運上・弘米代・諸運上・冥加など諸向納がこのほか少なくとも金換算七万兩ほどはある筈である。¹⁰⁾享保十一年の諸向納は一四万三〇〇〇兩余という数字もある（表7参照）。とすると天保十一年大坂御金蔵納金銀総額は二十数万ないし三十万兩にはなり、「御勘定帳」

の数字に近似してくる。また物成のみについてみても、金に換算して元禄十六年約二万八二一兩余・宝永元年納一八万九〇五九兩余・天保十二年納一七万七二七四兩余という数字で、そう懸隔はない。天保期には代官所・預所における渡方¹⁾現地支出が多くなっていることを考えると、この程度の納銀額でよいであろう。

右のことから、幕府領の銀建て年貢諸国の物成銀の大部分と諸向納金銀の収納を行なうのが大坂御金蔵であり、金建て年貢諸国の物成・諸向納金の収納および大坂御金蔵よりの現金銀・為替金銀通送による収納を行なうのが江戸御金蔵であつて、江戸御金蔵はとくに中央金庫としての性格が濃厚であるといえる。

次に、天保十二年大坂御金蔵納物成金銀のうち金は僅かに八一兩余で、銀納がすべてといつてよい。同様に享保十一年大坂御金蔵金銀御為替の物成・小物成にも金は少しも含まれていない(表7参照)。ところが、元禄十六年納物成・年貢等はその六二・七%が、宝永元年納のそれは八二・九%もが金で占められている。そして総納払金銀中金の占める割合は、元禄十六年納六八・四%、同払九〇・七%、宝永元年納八五%、同払六〇・六%となり、ことに宝永元年は納銀に對し払銀が三、五〇〇貫目以上も多くなっているが目立つ。このことは当然幕府の貨幣流通政策との関連でみていく必要がある。

元禄八年に金銀貨の品位を落とし改鑄を行なつたことは説明するまでもないが、幕府はしきりに慶長金銀との交換を令したにもかかわらず、とくに銀貨が高騰しこれを貯える傾向が強かつた。元禄十三年の金銀錢交換の公定もこれに対する政策の一貫であるが、にもかかわらず宝永元年は一兩銀四五〇匁と金貨が低落してしまつてゐる。従つて年貢・物成貨幣納で銀賦課の場合でも公定比価による代金納がなされ、また幕府は銀不足(とくに江戸における)を緩和するため銀払を増さざるをえなかつたことの現われが、「御勘定帳」の納払に反映しているものとみておきたい。

最後に「御勘定帳」の数量的分析——主として表3—A・Bに基づき、元禄末期の幕府財政の一端を窺つてみよう。

う。

大坂御金蔵納金銀のうちにおける年貢・物成・小物成等、鉾山運上、淀川過書運上・賀茂川嵯峨川高瀬運上・北山入木山運上など船・入木山運上の一部は幕初以来継続的に納められているのであるが、その比率は元禄十六年納六五・三%、宝永元年納六三・六%であり、長崎運上、酒造運上、地代金、大坂諸川船運上・堀江上荷船運上など明らかに元禄期にはいつて新設された上納金銀は二三・七%、二七・七%となる。米売私代はたとえば大坂御城米は寛永期までさかのぼりうるが、畝米・私米の量は増加しつつあったと思われる。また前述の年貢・物成等の比率のうちには、元禄十五年高付の摂津川口新田の年貢金が総額の〇・一六%、〇・二一%と僅少なから含まれているのである。

綱吉の代の幕府領総検地は、前期の越後旧高田領天和二年検地・上野旧沼田領貞享元年検地に続いて、後期においても元禄七年飛騨国総検地、同八年下総椿新田検地・備中松山検地、同八、十年関東郡代伊奈半十郎支配地および一部旗本領の検地、同十三年備後旧福山領検地などが実施された。これらの検地は綱吉の専権に触れて改易された大名領を幕府領に編入したのちに実施したもので、あるいは町人請負新田を中心とする大規模な新田開発に伴うもの、さらに関東畑作地帯を中心としたものであるが、これにより近世本百姓体制が最終的に確立し、幕府領石高もこの期に増加して四〇〇万石に達したので、年貢・物成収納もこれに比例して増加した筈である。また前に述べた代官不正の糺弾のほか、関東代官の陣屋支配中止、蔵米地方直し、関東川船整備による江戸城米廻送機構の改革等の一連の地方対策が、年貢・物成増徴策に連なり、財政収入の増加に結果したものと思われる。従って「御勘定帳」の年貢・物成等も元禄末期にはいつて増加した部分が含まれているとみてよい。

いっぽう前節に詳述した都市商工業者を主対象として新たに賦課された酒造運上・長崎運上・諸川船運上等も、地方支配に対する諸策とともに幕府財政収入の増大をめざすものにほかならず、これらの収入が二十数%を占め、さら

に年貢・物成収納も増加したとすると、勘定奉行萩原重秀を中心とした財政補填ないし強化策が一応の成果をみたと
 いてよい。しかし、物価騰貴と財政支出の膨脹の方が急速であり、これらの根本原因の改革なくしては財政悪化は
 なお享保改革まで持ち越されなければならなかったのである。

註

- (1) 前掲「新井白石日記」下および新井白石「折たく柴の記」
- (2) 「御年貢金其外諸向納渡書付」(『江戸叢書』巻の八、二
 三九頁)
- (3) 『古事類苑』産業部二、四九三―四九四頁
- (4) 三井家文書、別一一五七
- (5) 前掲拙稿(一)・(二)収載
- (6) 「天保九戌年御代官并御預所御物成納払御勘定帳」(『海
 舟全集』第四卷、一〇五―一二頁)、「天保十二年書拔
 帳」(『日本財政経済史料』第十卷、二六六―四三五頁)、
 「文久三亥年御代官御預所御物成納払御勘定帳」(竹越与
 三郎『日本経済史』第三卷、二四―五六頁)
- (7) 関東(東日本)金建て納の例外としての一部銀建て納
 は、天保九年二例(越後・佐渡)、同十二年三例(越後二・
 佐渡)、文久三年一例(佐渡)を認めうるが、その銀額は
 天保十二年越後銀三頁目余一例を除いてはいずれも金にし
 て一分(一銀一五匁)以下の端銀である。なお天保九年の
 佐渡の「銀六千八百四拾三兩七匁貳毛 金ニノ百拾六文七
 分」は「金六千八百四拾三兩 銀七匁貳毛 金ニノ百拾六
 文七分」の誤植である。
- (8) 前掲『日本財政経済史料』第十卷所収
- (9) 米穀市場について、江戸と大坂を中心とする二大市場の
 設定を考える大石慎三郎氏の説がある。(『享保改革期江戸
 経済に対する大坂の地位』(『日本歴史』一九一号)。
- (10) 『吹塵録』「天保十四卯年金銀納払御勘定帳」(『海舟全
 集』第四卷一五四―一七一頁)の納方のうち、大津長崎御
 弘米代・京都町奉行納并京大阪帳合延商売御益金・大阪町奉
 行所へ取立候地代金并加金(天保力)・大阪市中川渡其加金計二七、
 四六五兩一分・銀二、三八九匁七七六匁三分三厘一毛、金
 換算六七、二九四兩三分余は大坂御金蔵納であり、他に大
 阪諸川船関東川船運上のうちの若干分をはじめ大坂御金蔵
 納となるものを含んだ項目がある。
- (11) 北国筋に二、三銀納があり、大坂御金蔵納となるものが
 あることは、物成米大坂御蔵納をも併せて、北国筋の西廻
 海運による京坂への結合ということの反映と考えられる。

〔史料紹介〕

大坂御金藏金銀納方御勘定帳

(表紙)

元禄十六未宝永元申式々年分

大坂御金藏金銀納方御勘定帳

大田和泉守

大久保 大隅守

小林十右衛門

石原四郎右衛門

玉虫助十郎

大久保 長三郎

元禄十五年十二月迄御勘定仕上候残物

一金拾三万七千四百八拾八両三步式朱

内 五千七百五拾八両

拾三万七千七百三拾兩三步式朱

一銀四千四百三拾六貫四百三拾貳匁老分五厘七毛 御藏有負

内 五百八拾七貫百四拾五匁九分 御借銀委細別帳ニ有

三千八百四拾九貫貳百八拾六匁式分五厘七毛

御藏有銀

一大判金四拾八枚

一錢七百五拾四貫八百九拾三文

右者元禄十六未年玉虫助十郎罷下午年迄御勘定仕上候残物

未年

一金千五百兩

是者山城大和河内和泉摂津近江丹波丹後御代官所去年御

年貢金内之由

一金三千兩

右同断

一金三千兩

右同断

一銀七拾五貫六百拾七匁式分三厘

是者丹後御代官所去年御物成米御壳払代銀内之由

一銀百貳拾貫目

是者山城大和河内和泉摂津近江丹波丹後御代官所去年御

年貢銀内之由

一銀拾八貫九百八拾八匁八厘

是者丹波御代官所去年御物成米御壳払代銀之由

一金千九百拾三兩三步

是者江州大津御藏納近江丹後去辰年米之内京都市町人江御壳

払代金之由

一金四千五百兩三步

是者山城大和河内和泉摂津近江御代官所去年御年貢金内

之由

一銀六拾貳貫八百八拾六匁

同 人

(貫長 大津町奉行兼代官)

兩宮庄九郎

是者山城大和河内和泉摂津近江丹波丹後御代官所去年御年貢銀内之由

一金千五百兩

同人

是者山城大和和泉摂津近江丹後御代官所当年御年貢金内之由

一金四千兩

小野朝丞(高保代官)

是者摂津和泉河内播磨御代官所去年御物成銀之内金ニ而上納之由

一金千四百四拾兩

同人

是者摂津河内和泉播磨小豆嶋御代官所去年御物成金内之由

一銀拾貫目

同人

是者摂津河内播磨小豆嶋御代官所去年小物成銀内之由

一銀貳貫三百拾八匁八分

小野朝丞

是者摂津河内和泉小豆嶋御代官所去年造酒運上銀之由

一銀拾貳貫三百四拾貳匁六分六厘

同人

是者摂津河内播磨小豆嶋御代官所去年小物成銀内之由

一銀四拾八貫目

同人

是者西国朝丞御代官所去年御年貢銀之由為替人吉田清藏ノ請取

一銀百貫目

同人

是者肥後国天草朝丞御代官所去年御年貢銀之由為替人千草屋源助ノ請取

一銀五拾貫目

同人

是者西国筋朝丞御代官所去年御年貢銀之由為替人川口十郎右衛門塚口屋長左衛門ノ請取

一銀四拾五貫目

同人

是者西国筋朝丞御代官所去年御年貢銀之由為替人紙屋嘉兵衛ノ請取

一銀五拾貫目

同人

是者肥後国天草朝丞御代官所去年御年貢銀之由為替人千草屋源助ノ請取

一銀五拾貫目

同人

是者西国筋朝丞御代官所去年御年貢銀之由為替人紙屋嘉兵衛ノ請取

一銀七拾貫目

同人

是者山城河内之内御代官所去年御物成銀之内金ニ而上納之由

一金六百兩

上林峯順(重胤代官)

是者山城河内之内御代官所去年御物成銀之内金ニ而上納之由

一金八百兩

上林峯順

是者山城河内之内御代官所去年御物成銀之内金ニ而上納之由

一金千七百四拾貳兩壹步

同人

右同断去已年御物成金銀之由

一銀貳拾八匁貳分

同人

右同断去午年御物成銀之由

是者播磨御代官所午御年貢米之内播磨鉄山延壳米代并伊予
銅山延壳米代金午年分之由

一金千三百兩

同人
(信理 代官)
遠藤新兵衛

一銀四拾貫目

同人

是者播磨備後御代官所巳御年貢金之由

是者河内播磨備後備中伊予讚岐直嶋御代官所未年御年貢小
物成銀運上臨時物銀之由

一金貳千兩

同人

一金千七百兩

同人
(重秀 代官)
久下作左衛門

是者播磨備後備中伊予讚岐直嶋御代官所午御年貢金并小物
成御運上臨時物之由

是者撰津河内丹波国御代官所去午年御年貢金之由

一金四百兩

同人

一銀七拾貫目

同人

一銀百貳拾貫目

同人

一銀七拾貫目

同人

是者播磨備後直嶋御代官所巳年分御年貢金之由

右同断去午年御年貢銀之由

一金八百兩

同人

一金四千五百兩

同人

是者播磨備後備中伊予讚岐直嶋御代官所午年分御年貢小物
成御運上臨時物銀之由

是者撰津河内和泉丹波伊予国御代官所当未年御年貢金内之
由

一金五百兩

同人

一銀七拾貫目

同人

右同断去午年御年貢金之由

右同断当未年御年貢銀内之由

一金五百兩

同人

一金四千兩

同人

右同断

同人

是者撰津河内和泉丹波国御代官所当未年御年貢金之由

一金貳千兩

同人

一金三千五百兩

同人
(長崎町年寄)
藥師寺 又三郎

是者午御年貢米之内播磨鉄山延壳米代并伊予銅山延壳米代
金之由

是者去午年長崎御運上金内之由

一金千兩

同人
遠藤新兵衛

一金貳万四千兩

同人
(長崎町年寄)
久松善兵衛

是者河内播磨備後備中伊予讚岐直嶋御代官所未年御年貢金
并小物成運上臨時物之由

是者去午年長崎御運上金内之由

一金貳千兩

同人
遠藤新兵衛

一金貳万四千兩

同人
(長崎町年寄)
藥師寺 又三郎

是者河内播磨備後備中伊予讚岐直嶋御代官所未年御年貢金
并小物成運上臨時物之由

是者去午年長崎御運上金内之由

一金貳千七百兩

同人

一金貳万兩

同人
福田伝之進

右同断

一金壹万貳千五百貳拾四兩壹步

右同断

一銀六拾壹貫九百七拾八匁五分八毛

右同断去年御運上銀内之由

一金六千兩

是者当未年長崎上納金内之由

一金四千兩

是者大和河内撰津播磨丹後国御代官所去年御年貢金之由

一金千兩

右同断

一銀八拾貫目

是者大和丹後国御代官所去年御年貢銀之由

一金三百兩

是者大和河内撰津播磨丹後国御代官所去年御年貢金之由

一銀四拾八貫百三拾壹匁三分六厘

是者大和丹後国御代官所去年御年貢銀之由

一銀三貫三百七拾六匁三分四厘

是者大和河内撰津播磨丹後国御代官所去年御年貢金之由

由

一金九百八兩貳朱

是者撰津国多田銀山去年分銅并緑礬御運上金之由

元禄末期における幕府財政の一端(大野)

一金三百拾八兩貳步貳朱

是者大和河内撰津播磨丹後国御代官所去年御年貢金之由

一金五千兩

是者撰津河内和泉播磨国小豆嶋御代官所当未年御年貢金之由

由

一金四千兩

右同断

一金貳千七百七兩壹步

是者大和国御代官所去年分御物成金之由

一金七百九拾貳兩三步

是者奈良町中并寺社領去巳年分酒造御運上金之由

一金六兩

是者大和国御代官所吉野郡丹治村去年松茸私代金之由

一銀三百貫目

是者大和国御代官所去年分御物成銀之由

一銀四百五拾貫目

右同断

一銀六百七拾貫百貳匁三分貳厘

是者大和国御代官所去年分御物成銀之由

一銀百五拾壹貫貳百九拾貳匁三分三厘

是者大和国御代官所大柴清右衛門御代官所之節元禄十二卯年未進有之ニ付去巳未迄三ヶ年ニ可取立旨御下知ニ付年

未進有之ニ付去巳未迄三ヶ年ニ可取立旨御下知ニ付年

年分取立上納之由

一銀百四拾五貫百七拾目壹分四厘

同人

是者大和国御代官所去年小物成銀之由

一銀四貫貳百六拾壹分九分六厘

同人

是者大和国御代官所去年酒造運上銀之由

一金六千六百兩

同人
(賴治代官)
万年長十郎

是者大和撰津河内播磨備中御代官所去年御物成小物成金内之由

一金八百兩

同人

右同断

一銀八拾貳貫目

同人

右同断去年御物成銀小物成銀内之由

一銀三百五拾四貫百三拾四匁

同人

右同断

一金六兩三步三朱々中

同人

但三朱々中分銀拾三匁壹分貳厘五毛

是者山城国八幡領橋本宿元禄元辰年拝借金之内去年年分上納之由

一金三千五百兩

同人
万年長十郎

是者大和撰津河内播磨備中御代官所当未年御物成金内之由

一金四百三拾貳兩壹步

同人
万年長十郎
小野朝丞

是者撰津川口新田御代官所去年御物成金之由

一銀七貫四百貳匁貳分五厘

同人

右同断去年御物成小物成銀之由

一金六千五百兩

同人
(正氏代官)
石原新左衛門
(保陳代官)
岡田庄大夫

是者播磨赤穂領当分御代官所去年御年貢金之由

一銀四拾七貫目

同人

右同断去年御年貢銀之由

一金百八拾四兩

同人

右同断去年御年貢金并小物成金酒運上金共之由

一金三千貳百兩

同人
石原新左衛門

是者撰津播磨御代官所去年御年貢金之由

一銀三拾三貫目

同人

右同断去年御年貢銀之由

一金三百七拾三兩

同人

右同断去年御年貢金并小物成金共之由

一金三千四拾三兩

同人

右同断当未年御年貢金之由

一金五千兩

同人
石原新左衛門

是者撰津播磨御代官所当未年御年貢金之由

一銀百貫目

同人

右同断当未年御年貢銀之由

一金四千兩

同人
(寛政代官)
小堀仁右衛門

是者山城河内撰津近江丹波播磨御代官所去年拾分一三分

一 小物成金之由

一金貳千兩

右同断

一金千六百八拾七兩貳步

右同断去、巳年拾分一三分一 小物成金之由

一 銀八拾七匁貳厘

是者山城御代官所去、巳年小物成銀之由

一 銀三拾五匁步九厘

右同断去、巳年御物成銀之由

一金貳千五百兩

是者山城河内撰津近江丹波播磨御代官所去年拾分一三分一 小物成金之由

一 小物成金之由

一金六千兩

右同断当未年拾分一三分一 小物成金之由

一 銀六拾貫目

是者豊後国七郎左衛門御代官所元禄十四巳年御年貢銀之由

一 金三千三百兩

是者豊後国七郎左衛門御代官所元禄十五年御年貢銀金二

而上納之由為替人吉野屋惣左衛門嶋本忠兵衛、請取

一 銀四拾貳貫四百拾三匁五分

是者豊後国七郎左衛門御代官所元禄十四巳年御年貢銀之由

右同断

一 銀百貳拾貫目

是者豊後国七郎左衛門御代官所元禄十五年御年貢銀之由

右同断

銀高三百拾七貫六百貳拾三匁六分六厘之内

一金貳千六百四拾兩 但壹兩ニ付六拾目替

一 銀百五拾九貫貳百貳拾三匁六分六厘

是者大坂御藏巳年五畿内備中美作米合

四千三拾石七斗五升七合御壳代銀壹

石ニ付七拾八匁八分宛之由

銀高貳百四貫三百五匁貳分貳厘之内

一金千七百兩 但壹兩ニ付六拾目替

一 銀百貳貫三百五匁貳分貳厘

是者大坂御藏巳年筑前豊前米合貳千八百四拾壹石五斗壹升

九合御壳代銀壹石ニ付七拾壹匁九分宛之由

一 銀高貳百六拾貫六百四拾八匁貳分之内

一金貳千七百七拾兩 但壹兩ニ付六拾目替

一 銀百三拾貫四百四拾八匁貳分

是者大坂御藏巳年播磨美作米合三千八百六拾七石壹斗八升

四合御壳代銀壹石ニ付六拾七匁四分宛之由

一 銀高四百拾九貫五百四拾八匁五分八厘之内

一金三千四百九拾兩 但壹兩ニ付六拾目替

一 銀貳百拾貫百四拾八匁五分八厘

是者大坂御藏巳年五畿内豊後豊前備中米合六千九拾八石八

升九合八匁御壳代銀壹石ニ付六拾八匁八分宛之由

銀高百六拾六貫九百七拾九匁四分貳厘之内

田村 伝右衛門

一 金千三百九拾兩 但老兩=付六拾目替

日根野 甚五郎

一 銀八拾三貫五百七拾九匁四分貳厘

大久保 長三郎

是者大坂御藏午年石見米貳千五百七拾

八木十郎右衛門

貳石八斗七升貳合三勺御壳私代銀老石=付六拾四匁九分宛之由

銀高百六拾貳貫三百七拾五匁四分七厘之内

一 金千三百五拾兩 但老兩=付六拾目替

同人

是者大坂御藏午年播磨石見米合貳千四百六拾三石九斗六升

七合六勺御壳私代銀老石=付六拾五匁九分宛之由

一 金拾五兩三步貳朱

同人

是者大坂元御金奉行小尾彦大夫於大坂御役料米内去午夏御

借米貳拾六石五斗請取申候処午八月御役御免=付去午冬江

戶御藏御張紙直段三斗五升入百俵=付金四拾貳兩之直段を

以午未兩年=返納被 仰付午年分米拾三石貳斗五升之代金

之由

一 金拾五兩三步貳朱

同人

右同断但未年分米拾三石貳斗五升之代金之由

一 金貳千兩

金丸又左衛門

是者大和撰津河内近江播磨御代官所去午年御物成金内之由

一 金千四百拾貳兩三步

同人

右同断

一 金貳千兩

同人

右同断

一 金三千七百拾三兩

同人

是者大和撰津河内近江播磨御代官所去午年御物成金本途小

一 銀百五拾貫拾四匁

金丸又左衛門

是者大和撰津河内近江播磨御代官所去午年御物成銀本途小

一 銀七拾三貫八百目

同人

右同断

一 金六千兩

同人

是者大和撰津河内近江御代官所去午年御物成金内之由

一 金九百兩

西(兼代官)与一左衛門

是者大和近江美作国御代官所去午年御年貢金内之由

一 銀百拾貫目

同人

右同断去午年御年貢銀内之由

一 銀六拾七貫目

同人

右同断

一 金五百兩

同人

右同断去午年御年貢金内之由

一 銀六拾貫目

同人

右同断去年御年貢銀内之由

一金千貳百五拾八兩壹步

(一行分至也)

同人

一金貳千三百兩

是者大和近江播磨美作国御代官所当未年御年貢金内之由

同人

一銀七拾貳目

是者大和近江播磨美作国御代官所当未年御年貢銀内之由

西 与一左衛門

一銀七拾五貫目

是者大坂酒御運上銀未年分内之由

大坂酒改役人 尼崎屋 弥兵衛 茨木屋 太兵衛

一銀七拾五貫目

右同断

同人

一銀七拾五貫目

右同断

同人

一銀七拾貳目

右同断

同人

一銀八貫目

是者堺酒御運上銀未年分内之由

堺酒改役人 小刀屋庄左衛門 金田屋源右衛門

一銀八貫目

右同断

同人

一銀八貫目

右同断

同人

一銀八貫目

右同断

一銀拾壹貫七百六拾壹匁六分

是者大坂堺酒御運上銀未年分殘銀之由

大坂酒改役人 尼崎屋 弥兵衛 堺酒改役人 金田屋源右衛門

一銀九拾貳目

是者山城大和河内和泉摂津備後国御代官所去年御年貢銀

内之由

一金貳千兩

右同断当未年御年貢金内之由

同人

一銀六拾貳目

右同断当未年御年貢銀内之由

同人

一銀五拾五貫目

是者肥後肥前日向国惣左衛門御代官所去年御年貢銀之由

(嘉野代官) 竹村 惣左衛門

為替人川口十郎右衛門塚口屋長左衛門請取

一銀三拾貳目

右同断去年御年貢銀之由為替人紙屋嘉兵衛請取

同人

一銀貳拾五貫目

右同断去年御年貢銀之由為替人吉田清藏請取

同人

一銀拾五貫目

右同断去年御年貢銀之由為替人川口十郎右衛門塚口屋長

同人

左衛門請取

一銀拾五貫目

右同断去年御年貢銀之由為替人紙屋嘉兵衛請取

同人

一金貳百四拾四兩貳朱
銀六匁五分貳厘

(親殿 所司代格)
土岐伊予守家來
(樂成 大坂定通)
松平隆殿頭与方
(金剛 大坂定通)
渡辺備中守与力

是者大坂御 城辰年古味噌御私代金之由

大坂町奉行与力

一金五百拾九兩
銀拾貳匁八分

(政守 伏見奉行)
建部内匠頭

是者伏見廻御預所去年御年貢殘金銀之由

同人

一銀六百八拾七匁七分

是者伏見廻御預所去年小物成網役御運上銀之由

一金千兩

同人

是者伏見廻御預所当年御年貢金之由

一銀六拾貫目

岡田庄大夫

是者豊前国庄大夫御代官所去年御年貢銀之由為替人川口
十郎右衛門塚口屋長左衛門必請取

一金五百兩
銀三拾貫目

同人

右同断去年御年貢金銀之由為替人川口十郎右衛門塚口屋
長左衛門必請取

一金四百貳拾三兩

同人

右同断去年御年貢金之由為替人川口十郎右衛門塚口屋長
左衛門必請取

一銀貳拾壹貫五拾六匁七分五厘

同人

右同断去年御年貢銀之由為替人川口十郎右衛門塚口屋長

左衛門必請取

一金五千四百三拾三兩

(高精 代官)
井口次右衛門

是者石見銀山附去年御物成之内金納之由

一銀貳拾八貫八百七拾五匁六分七厘

同人

是者石見銀山去年御運上銀上納之由

一銀貳百八拾六貫七百三拾九匁貳分

同人

是者石見銀山附去年御物成銀之内上納之由

一銀百拾貳貫九百四拾目九厘

井口次右衛門

是者石見銀山附去年小物成諸御運上臨時物銀上納之由

一銀五拾七貫三百四拾目三分九厘

同人

是者隱岐御代官所去年御物成銀上納之由

一銀八貫七百七拾八匁貳分五厘

同人

是者隱岐御代官所去年小物成銀上納之由

一金貳千三拾貳兩壹步

(大坂北組惣年寄)
堀江惣年寄
(大坂南組惣年寄)
多米由悅

是者大坂堀江町幸町富嶋町古川町御地代

金去辰巳兩年分之内上納之由

(大坂南組惣年寄)
住吉屋藤左衛門

一金三千五拾兩壹步

同人

右同断当未年分上納之由

一銀貳貫目

(猪飼 浅右衛門)
猪飼浅右衛門

是者近江国御代官所元禄七戌年御物成銀之内亡次郎兵衛
納分之由

一 銀貳拾壹貫八百貳拾壹匁八分五厘四毛

（分敬 大坂町奉行）
大田善太夫

是者大坂諸川船御運上銀当未年分貳拾

（助辨 大坂町奉行）
松野河内守

壹貫六百貳拾六匁四分殘而百九拾五匁四分五厘四毛者撰州
大道村左平太渡舟御運上銀当未年分之由

一金五百兩

（大坂南組惣年寄）
吉文字屋三郎兵衛
（大坂北組惣年寄）
木屋七郎右衛門

是者大坂堀江上荷船御運上金当未年分上納之由

一金千七兩三歩

（政武 代官）
上林又兵衛

是者山城河内撰津国御代官所午年三分一拾分一金銀之由

一金四拾貳兩貳毛

上林又兵衛

是者河内国御代官所午年小物成金銀之由

一金三兩壹歩

同 人

是者撰津国御代官所午年小物成金銀之由

一 銀拾七貫貳百目

（滑貞 通書船入木山支度）
木村源之助
（玄嶺 淀川通書船支度）
角倉与一

是者淀川過書御運上銀去年年分之由

一 銀壹貫四百八拾貳匁四分七厘四毛

木村源之助

是者山城北山之内鹿ヶ谷大原梅ヶ畑御入木山御運上銀去年
年分之由

元禄末期における幕府財政の一端（大野）

一 銀九貫四百六拾目

角倉与一

是者山城国賀茂川嵯峨川高瀬御運上銀去年年分之由

一金千兩

（氏成 代官）
古川武兵衛

是者大和河内撰津国御代官所当未年御年貢金内之由

一 銀三拾貫目

同 人

右同断当未年御年貢銀内之由

銀高貳拾三貫七百八拾三匁六分七毛此金

一金三百九拾六兩壹歩貳毛

（某 二条城奉行）
本多十右衛門
（重能 二条城奉行）
杉岡喜左衛門
（政忠 二条城奉行）
伴善太夫
（孫強 二条城奉行）
長坂新右衛門

是者二条御藏午納米之内三百六拾三石

壹斗八合五勺虫入損御払被 仰付京都

買入入札を以落札直段壹石ニ付六拾五匁五分宛但金壹兩ニ
付六拾目替之積取立之上納之由

一金貳百三拾七兩貳朱

本多十右衛門
杉岡喜左衛門
伴善太夫
長坂新右衛門

是者澁川山城守去年冬御役料返納米

貳百石之内百五拾石者去年冬御張紙直段三拾五石ニ付四拾

貳兩替之積五拾石者当未冬御張紙直段三拾五石ニ付四拾兩
替之積金ニ而上納之由

未年納

金貳拾三萬三百貳拾六兩壹歩

同断

銀合六千三百九拾貫六百八拾毫弍分三厘弍毛

午年弘残共

金合三拾六万七千八百拾五兩弍朱

同断

銀合壹万八百弍拾七貫百拾三匁三分八厘九毛

同断

大判金四拾八枚

同断

錢七百五拾四貫八百九拾三文

内弘

未年弘

金弍拾万弍千三百拾七兩三步弍朱

同断

銀千弍百三拾六貫百弍拾毫弍分四厘三毛

同断

大判金三枚

残

金拾六万五千四百九拾七兩壹步

内 五千四百三拾八兩 御借金別帳ニ有

同断

銀九千五百九拾貫九百九拾弍匁分四厘六毛

内 五百八拾三貫七拾三匁 御借銀別帳ニ有

同断

大判金四拾五枚

同断

錢七百五拾四貫八百九拾三文

申年

一金千五百兩

一金千五百兩

是者播磨伊予御代官所午年御年貢米之内播磨鉄山伊予銅山

延壳米代金午年分之由

一金弍千五百兩

是者河内播磨備後備中伊予讚岐直嶋御代官所未年御年貢并

小物成運上臨時物金之由

一銀弍拾貫目

右同断未年御年貢并小物成運上臨時物銀之由

一金弍千兩

右同断去未年御年貢并小物成運上臨時物金之由

一金弍千兩

是者河内播磨備後備中伊予讚岐直嶋御代官所去未年御年貢

并小物成運上臨時物金之由

一金千九百六拾兩弍步

是者午年御年貢米之内播磨鉄山延壳米代并伊予銅山延壳米

代直嶋延壳麦代金之由

一金弍千兩

同 人

(信登代官) 遠藤新兵衛

是者末年御年貢米之内播磨鉄山延完米代并伊予銅山延完米代金未年分之由

一金千兩 同人

是者播磨備後備中伊予讚岐直嶋御代官所申年御年貢小物成運上臨時物金之由

一金貳千六百兩 同人

是者末年御年貢之内播磨鉄山延完米代并伊予銅山延完米代金之由

一金千兩 同人

是者播磨備後備中伊予讚岐直嶋御代官所申年御年貢小物成運上臨時物金之由

一銀三拾貳貫目 小野朝丞(高保代官)

是者肥後国天草朝丞御代官所去々午年御年貢銀之由為替人千草屋源助の請取

一銀五拾貳貫目 同人

是者日向筑前肥後肥前朝丞御代官所去々午年御年貢銀之由

一銀七拾貳貫目 小野朝丞

是者肥後肥前筑前日向国朝丞御代官所去々午年御年貢銀之由為替人塚口屋長左衛門川口十郎右衛門の請取

一銀三拾五貫目 同人

右同断為替人紙屋加兵衛の請取

一銀五拾六貫目 同人

右同断 一銀五拾貳貫目 同人

是者肥後肥前日向国朝丞御代官所去々午年御年貢銀之由為替人吉田清藏の請取

一銀五拾貳貫目 同人

是者日向筑前肥後肥前朝丞御代官所去々午年御年貢銀之由為替人千草屋源助の請取

一銀三拾五貫目 同人

右同断為替人吉田清藏の請取

一銀八拾貳貫目 同人

右同断為替人千草屋源助の請取

一銀貳拾貳貫目 同人

是者肥後肥前筑前日向国朝丞御代官所去々午年御物成銀内之由為替人千草屋源助の請取

一銀三拾貳貫目 同人

右同断去々午年御物成并小物成銀内之由為替人千草屋源助の請取

一銀貳拾貳貫目 同人

右同断去々午年御物成銀内之由為替人千草屋源助の請取

一銀七拾貳貫目 同人

右同断去々午年御年貢銀之由為替人紙屋加兵衛の請取

一銀三十拾貫目 同人

右同断去未年御年貢銀之由為替人紙屋加兵衛ノ請取

一銀拾貳貫目 同人

右同断去々午年御年貢銀之由為替人吉田清藏ノ請取

一銀三十拾貫目 同人

右同断去々午年御年貢銀内之由為替人千草屋源助ノ請取

一銀四十拾貫目 同人

右同断去未年御年貢銀内之由為替人千草屋源助ノ請取

一銀七拾貫目 小野朝丞

是者肥後肥前筑前日向国朝丞御代官所去未年御年貢銀之由

為替人川口十郎右衛門塚口屋長左衛門ノ請取

一銀貳拾貫目 同人

右同断為替人紙屋加兵衛ノ請取

一銀五貫目 同人

右同断

一銀貳拾貫目 同人

右同断

一金五千兩 (額治代官) 万年長十郎

是者大和撰津河内播磨備中御代官所去未年御物成小物成金

内之由

一金貳千兩 同人

右同断

一銀八拾貫目 同人

右同断御物成小物成銀之由

一銀五十拾貫目 同人

右同断

一金四千兩 万年長十郎

是者大和撰津河内播磨備中御代官所去未年御物成小物成金

内之由

一銀百三十拾五貫三百拾老匁 同人

右同断御物成小物成銀内之由

一金六兩三步三朱々中 同人

但三朱々中分銀拾三匁考分貳厘五毛

是者山城国八幡領橋本宿元禄元辰年拜借金内去未年分之由

一金四千五百兩 同人

是者大和撰津河内播磨備中御代官所当申年御物成金内之由

一金千七百兩 (寛長 大津町奉行兼代官) 雨宮庄九郎

是者山城大和和泉撰津近江丹後御代官所去未年御年貢金内

之由

一金三千五百兩 同人

右同断

一金千七百七拾兩 同人

右同断

一金千兩 同人

右同断

一金千兩 雨宮庄九郎

是者山城大和和泉摂津近江丹後御代官所去未年御年貢金内之由

一金貳千五百九拾兩三步貳朱

同人

是者江州大津御藏納近江去ル巳年米之内大津町人江御壳払代金之由

一金三千九百八兩壹步貳朱

同人

是者山城大和河内和泉摂津御代官所去去年御年貢金之由

一金千八百七拾兩貳朱

同人

是者山城大和和泉摂津近江丹後御代官所去未年御年貢金之由

一金千五百兩

同人

右同断当申年御年貢金内之由

一金貳千兩

(安定代官) 長谷川 六兵衛

是者摂津河内和泉播磨国并小豆嶋御代官所去未年御年貢金之由

一金五千五百貳拾五兩貳步

同人

右同断

一金六千兩

同人

右同断当申年御年貢金之由

一金六百四拾兩壹步

万年長十郎 長谷川 六兵衛

是者摂津川口新田御代官所去未年御年貢金之由

一金貳千五百兩

(昌隆代官) 曲淵市郎右衛門

是者山城大和河内和泉摂津備後国御代官所去未年御物成金

之由

一金貳千兩

同人

右同断

一金五千兩

(正氏代官) 石原新左衛門

是者摂津播磨御代官所去未年御年貢金并小物成金之由

一金七百六拾兩貳步

同人

右同断去未年御年貢金并酒運上金共之由

一金三千兩

同人

右同断当申年御年貢金之由

一金四千兩

同人

右同断

一金貳千五百兩

(守誠代官) 辻 弥五左衛門

是者大和国御代官所去未年分御物成金之由

一金八百五拾兩貳步

辻 弥五左衛門

銀拾匁八分六厘

辻 弥五左衛門

是者奈良良町中并寺社領去午年分酒造御運上金之由

一金千五百兩

同人

是者大和国御代官所去未年御物成金之由

一金六千兩

同人

右同断

一金六兩

同人

銀三匁

同人

是者大和国御代官所吉野郡丹治村去未年松茸払代金之由

一金七千兩 同人

是者大和国御代官所去未年分御物成金之由

一金五百兩 同人

右同断

一金七千九百九拾八兩壹步
銀拾九匁三分壹厘

同人

右同断

一金貳千貳百六拾兩貳步
銀六匁八分壹厘

同人

右同断去未年小物成金之由

一銀百貳拾九貫九百五拾九匁三分四厘

辻 弥五左衛門

是者大和国御代官所大柴清(從五位)右衛門御代官所之節元禄十二年未進有之付去已未迄三ヶ年ニ可取立旨御下知ニ付未年分取立上納当年皆済之由

一銀五貫貳百七拾貳匁七分壹厘

同人

是者大和国御代官所去未年酒運上銀之由

一金三千兩

小堀(寛政)仁右衛門

是者山城河内摂津近江丹波播磨国御代官所去未年拾分一分一小物成金之由

一金貳百拾四兩三朱中

同人

但三朱中分銀拾三匁分貳厘五毛

右同断去々午年拾分一三分一小物成金之由

一金六千兩

同人

右同断当申年拾分一三分一小物成金之由

一金千貳百兩

是者撰津河内和泉丹波国御代官所去未年御年貢金之由

一金八百兩

同人

右同断

一金四千兩

同人

右同断当申年御年貢金内之由

一銀七拾貫目

是者撰津河内和泉丹波国御代官所当申年御年貢銀内之由

一金三千兩

同人

右同断当申年御年貢金之由

一金壹万貳千兩

高嶋(長崎町年寄)四郎兵衛

是者去未年長崎上納金内之由

一金貳万兩

同人

右同断

一銀四拾八貫百四拾九匁五分三厘貳毛

同人

是者去未年長崎上納銀内之由

一金三万四千六百貳拾貳兩貳步

同人

是者去未年長崎上納金内之由

一金五千兩

福田(長崎町年寄)伝之進

是者当申年長崎御運上金内之由

久松(長崎町年寄)善兵衛
薬師寺 又三郎

久下 作左衛門

- 一金貳千五百兩
是者大和近江播磨美作国御代官所去未年御年貢金内之由
西(某代官)与一左衛門
- 一銀五拾貫目
是者大和近江播磨美作国御代官所去未年御年貢銀内之由
西与一左衛門
- 一金三百兩
右同断去未年御年貢金内之由
同人
- 一銀三拾貳貫目
右同断去未年御年貢銀内之由
同人
- 一金千八百兩
右同断去未年御年貢金内之由
同人
- 一金千六百五拾六兩三步
右同断
同人
- 一金貳千五百兩
右同断当申年御年貢金内之由
同人
- 一銀六拾貫目
右同断当申年御年貢銀内之由
同人
- 一金貳千兩
是者大和摂津河内近江御代官所去未年御物成金内之由
(某代官)金丸又左衛門
- 一金千五百兩
是者大和摂津河内近江御代官所去未年御物成金内之由
金丸又左衛門
- 一金千兩
右同断
同人
- 一金四千八百五拾八兩三步貳朱
右同断
同人
- 右同断去未年御物成金本途小物成臨時納共内之由
右同断
- 一金三千六百五拾六兩貳步
右同断
- 一銀百三拾三貫四拾目
右同断去未年御物成銀本途小物成臨時納共内之由
同人
- 一金四千兩
是者山城大和河内和泉摂津備後国曲淵市郎右衛門跡御代官
所当申年御物成金之由又左衛門△請取
同人
- 一金五千兩
是者大和摂津河内近江御代官所当申年御物成金内之由
同人
- 一銀五拾四貫八百目
是者豊前国庄大夫御代官所去未年御年貢銀之由為替人川口
岡田庄大夫
- 十郎右衛門塚口屋長左衛門△請取
岡田庄大夫
- 一銀五拾貫目
是者豊前国庄大夫御代官所去未年御年貢銀之由為替人川口
岡田庄大夫
- 一銀五百兩
右同断去未年御年貢金之由川口十郎右衛門塚口屋長左衛門
同人
- △請取
大坂清政役人尼崎屋 弥兵衛
- 一銀四拾五貫目
是者大坂酒御運上銀申年分内之由
同 茨木屋 太兵衛
- 一銀五貫六百貳拾四匁六分六厘貳毛
是者大坂酒御運上未年分殘銀之由
同人

一 銀四拾五貫目 同人

是者大坂酒御運上銀申年分内之由

一 銀四拾五貫目 同人

右同断

一 銀四拾五貫目 同人

右同断

一 銀六貫目 堀酒改役人小刀屋庄左衛門 金田屋源右衛門

是者堺酒御運上銀申年分内之由

一 銀四百拾匁八分七厘 堀酒改役人小刀屋庄左衛門 金田屋源右衛門

是者堺酒御運上未年分内殘銀之由

一 銀六貫目 同人

是者堺酒御運上銀申年分内之由

一 銀六貫目 同人

堀酒改役人小刀屋庄左衛門 奈良屋 九兵衛

一 銀六貫目 右同断

堀酒改役人小刀屋庄左衛門 奈良屋 九兵衛

銀高百九拾壹貫七百九拾五匁六分壹厘之内

一金千五百九拾八匁 但壹兩ニ付六拾目替

一 銀九拾五貫九百拾五匁六分壹厘

是者大坂御藏午年五畿内豊後豊前米三千百拾三石五斗六升

五合御壳弘代銀壹石ニ付六拾壹匁六分宛之由

銀高百拾六貫四百六匁貳厘之内

一金九百七拾匁 但壹兩ニ付六拾目替

一 銀五拾八貫貳百六匁貳厘

是者大坂御藏午年播磨美作米千九百九拾六石六斗七升貳合

八勺御壳弘代銀壹石ニ付五拾八匁三分宛之由

銀高貳拾八貫五百拾五匁三分三厘之内

一金貳百三拾七匁 但壹兩ニ付六拾目替

一 銀拾四貫貳百九拾五匁三分三厘

是者大坂御藏午年五畿内米七百拾八石貳斗七升壹勺御壳弘

代銀壹石ニ付三拾九匁七分宛之由

銀高百八拾貫七百五拾九匁四分四厘之内

一金千五百兩 但壹兩ニ付六拾目替

一 銀九拾貫七百五拾九匁四分四厘

是者大坂御藏午年播磨米三千四百八拾貳石八斗四升七勺御

壳弘代銀壹石ニ付五拾壹匁九分宛之由

一金貳百五拾壹兩壹步

一 銀拾匁七分壹厘

是者松野河内守大坂町奉行動役之節当中冬御合力米貳百石

請取申候処御役替ニ付返納被 仰付当中冬江戸御藏御張紙

直段三斗五升入百俵ニ付金四拾四兩之直段を以上納之由

銀高貳百三拾貳貫百八拾四匁七分七厘此金

一金三千八百六拾九兩貳步貳朱

一 銀七匁七分七厘

田村 伝右衛門

日根野 甚五郎

八木十郎 右衛門

石野 六左衛門

石野 六左衛門

田村 伝右衛門

日根野 甚五郎

八木十郎 右衛門

石野 六左衛門

石野 六左衛門

石野 六左衛門

石野 六左衛門

石野 六左衛門

石野 六左衛門

石野 六左衛門

石野 六左衛門

石野 六左衛門

石野 六左衛門

石野 六左衛門

石野 六左衛門

石野 六左衛門

石野 六左衛門

石野 六左衛門

石野 六左衛門

石野 六左衛門

石野 六左衛門

石野 六左衛門

是者二条御蔵午年米之内四千百七拾五石九斗八升四合九勺六才虫入損御払被 仰付京都売人入札を以落札直後老石ニ付五拾五匁六分宛但金老匁ニ付六拾目替之積取立之上納之由

一金式百六拾老匁老歩
銀三匁式分六厘

是者大坂御 城巳年古味噌御払代金之由

(銀殿 所司代格) 土岐 伊予守 家来
(金綱 大坂定寄) 渡辺 備中守 与力
(金友 大坂定寄) 内藤 式部少輔 与力
(分取 大坂町奉行) 太田 和泉守 与力
(前發 大坂町奉行) 松野 河内守 与力

一金式百九拾九兩
銀六拾目九分

是者伏見廻御預所去未年御年貢殘金銀之由

(政字 伏見奉行) 建部 内匠頭

一銀六百三拾四匁八分

右同断去未年小物成綱役御運上銀之由

同人

一銀三拾八貫目

(嘉茂 代官) 竹村 太郎右衛門

是者肥後肥前筑前日向國太郎右衛門御代官所当中年分臨時物銀之由為替人千草屋源助ノ請取

一金式百兩

右同断当中年臨時物金之由為替人千草屋源助ノ請取

一銀七拾貫目

同人

右同断去未年御年貢銀之由為替人川口十郎右衛門塚口屋長左衛門ノ請取

一銀四拾貫目

右同断当中年臨時物銀内之由為替人千草屋源助ノ請取

同人

一金四千九百五兩

是者石見銀山附去未年御物成金内之由

(高橋 代官) 井口 次右衛門

一銀四拾三貫四百三拾四匁八分壹厘

是者石見銀山去未年御運上銀之由

井口 次右衛門

一銀百貳拾五貫貳百九拾貳匁六分四厘

是者石見銀山附去未年御物成銀内之由

同人

一銀四拾老貫百六拾九匁八分貳厘

是者石見銀山附去未年小物成諸運上臨時物銀之由

同人

一銀三拾四貫八拾目四分四厘

是者隱岐御代官所去未年御物成銀之由

同人

一銀八貫貳百九拾七匁八分三厘

右同断去未年小物成銀之由

同人

一銀七拾貳百目

是者淀川過書御運上銀去未年分分之由

(清真 過書船入木山支配) 木村 源之助
(玄徳 淀川過書船支配) 角 倉 与 一

一銀老貫三百六拾三匁四分五厘

是者山城北山之内鹿ヶ谷大原梅畑御入木山御運上銀去未年分分之由

木村 源之助

一銀九貫四百六拾目

是者山城國賀茂川嵯峨川高瀬御運上銀去未年分分之由

角 倉 与 一

一 銀貳拾壹貫八百貳拾壹匁八分五厘四毛

(守敬 大坂町奉行)
大田和泉守
(忠香 大坂町奉行)
大久保 甚兵衛

是者大坂諸川船御運上銀当中年分貳拾壹貫六百貳拾六匁四分殘而百九拾五匁四分五厘四毛者撰州大道村左平太渡船御運上銀当中年分之由

一金貳千兩

(重胤 代官)
上林 峯 順

是者山城河内御代官所去ル午年御物成金内之由

一 銀五百目

同人

是者山城之内御代官所天和元酉年々七ヶ年分御勘定銀内之由

一 銀六拾貫五百七拾貳匁八分貳厘

(政武 代官)
上林 又兵衛

是者山城河内撰津御代官所未年三分一拾分一銀之由

一 銀貳貫八百八匁貳分

同人

是者河内撰津御代官所未年小物成銀之由

一金五兩

同人

是者亡父竹庵御勘定滯銀内之由

一金五百兩

(大坂南組惣年寄)
住吉屋藤左衛門
(大坂南組惣年寄)
輪屋 又兵衛

是者大坂堀江上荷船御運上金当中年分上納之由

一 銀貳貫目

猪飼 浅右衛門

是者近江御代官所元禄七戌年御物成銀内亡父次郎兵衛納分之由 (兼 代官)

一金貳千三拾貳兩壹步

(大坂北組惣年寄)
堀江惣年寄 伊勢村 新右衛門
(大坂南組惣年寄)
野里屋四郎左衛門

是者大坂堀江町幸町富嶋町古川町地代金去ル辰巳兩年分之内上納今年皆済之由

一金三千五拾兩壹步

同人

是者大坂堀江町幸町富嶋町古川町地代金当中年分上納之由

一金千兩

(兵成 代官)
古川 武兵衛

是者大和河内撰津御代官所去未年御年貢金内之由

申年中納

金合貳拾五万四千三百七拾七兩壹步貳朱

同断

銀合貳千六百八拾六貫五百貳拾九匁五分四厘八毛

未年弘殘共

金合四拾壹万九千六百三拾四兩貳步貳朱

同断

銀合老万貳千貳百七拾七貫五百貳拾壹匁六分九厘四毛

同断

大判金四拾五枚

同断

錢七百五拾四貫八百九拾三文

内払

申年払

金拾五万九千貳百拾四兩三歩

同断

銀六千貳百拾貳貫三百五拾九匁五分五厘七毛

同断

大判金四枚

残

金貳拾六万四百拾九兩三歩貳朱

内五千百七拾三兩貳歩 御借金別帳ニ有

銀六千六拾五貫百六拾貳匁叁厘七毛

内五百七拾九貫目壹分 御借銀別帳ニ有

大判金四拾壹枚

錢七百五拾四貫八百九拾三文

右帳面之通元禄十六未正月、宝永元申十二月迄兩年分納方御勘定仕上申候若相違之儀御座候者重而仕直上可申候以上

宝永二酉年

(忠雄 大坂金奉行)
大久保 長三郎 ㊦

(武茂 大坂金奉行)
玉虫 助十郎 ㊦

(信富 大坂金奉行)
石原四郎右衛門 ㊦

元禄末期における幕府財政の一端 (大野)

〔付記〕

本稿は昭和四十五年度文部省科学研究費補助金(一般研究D)「江戸幕府財政の研究」の成果の一部である。

「大坂御金蔵金銀納方御勘定帳」を本稿の一部に翻刻することを許可下さった大阪市立中央図書館長三木藤氏および種々御協力下さった同市史編纂室藤本篤氏に深甚な謝意を表したい。〔昭和四十六年三月七日大阪市立中央図書館長翻刻許可済〕

(直政 大坂金奉行)
小林 十右衛門 ㊦
(忠香 大坂町奉行)
大久保 大隈守 ㊦
(好政 大坂町奉行)
大田 和泉守 ㊦